

会 議 記 録

会議名 民生常任委員会

開催日 平成28年3月7日(月) 開会 午後 1時00分

閉会 午後 4時30分

出席者 委 員 委員長 福 田 裕 司

茂 呂 健 市 小久保 かおる 白 石 幹 男

氏 家 晃 平 池 紘 士 天 谷 浩 明

永 田 武 志

議 長 関 口 孫一郎

傍 聴 者 大 谷 好 一 青 木 一 男 針 谷 育 造

坂 東 一 敏 広 瀬 昌 子 古 沢 ちい子

針 谷 正 夫 大阿久 岩 人 大 川 秀 子

千 葉 正 弘 入 野 登志子 福 富 善 明

大 武 真 一 海老原 恵 子 小 堀 良 江

梅 澤 米 満

事務局職員 事務局長 赤羽根 則 男 議事課長 稲 葉 隆 造

課長補佐 金 井 武 彦 主 査 石 塚 誠

委員会条例第21条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

市民生活課長	岸	千賀子
交通防犯課長	橘	唯弘
保険医療課長	藤平	恵市
環境課長	金子	一彦
斎場整備室長	若菜	博
人権・男女共同参画課長	木村	正明
社会福祉課長	藤田	正人
生活福祉課長	横尾	英雄
子ども課長	小林	和彦
保育課長	中野	達博
高齢福祉課長	首長	正博
地域包括ケア推進課長	鈴木	優子
参事兼健康増進課長	大木	富江
地域医療対策室長	福原	誠

平成28年第1回栃木市議会定例会

民生常任委員会議事日程

平成28年3月7日 午後1時開議 全員協議会室

- 日程第1 議案第1号 平成28年度栃木市一般会計予算（所管関係部分）の説明聴取
- 日程第2 議案第2号 平成28年度栃木市国民健康保険特別会計予算の説明聴取
- 日程第3 議案第3号 平成28年度栃木市後期高齢者医療特別会計予算の説明聴取
- 日程第4 議案第4号 平成28年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の説明聴取
- 日程第5 議案第5号 平成28年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算の説明
聴取

◎開会及び開議の宣告

○委員長（福田裕司君） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しております。

ただいまから民生常任委員会を開催いたします。

（午後 1時00分）

◎諸報告

○委員長（福田裕司君） 当委員会に付託された案件は、各常任委員会議案等付託区分表のとおりであります。

◎議事日程の報告

○委員長（福田裕司君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

本日の委員会は、平成28年度の各会計の予算につきまして、各常任委員会においてスムーズな審査を行うため、あらかじめ予算概要の説明聴取をお願いするものであります。予算に対する質疑等審査につきましては、後日開催予定の委員会においてお願いをしたいと思いますので、ご了承願います。

◎議案第1号（所管関係部分）の説明聴取

○委員長（福田裕司君） ただいまから議事に入ります。

日程第1、平成28年度栃木市一般会計予算の所管関係部分の説明聴取を議題といたします。

それでは、当局から説明をお願いいたします。

なお、説明に際しましては、さきに開催した議員全員協議会で報告した事業並びに説明欄に記載されている金額の読み上げを省略し、予算概要の説明のみといたします。また、説明は着席のまま結構でございます。

まず、歳出等からお願いいたします。

橘交通防犯課長。

○交通防犯課長（橘 唯弘君） お世話になります。本日もどうぞよろしくお願い申し上げます。着座にて失礼します。

早速でございますが、まず歳出の所管関係部分の主なものにつきましてご説明をさせていただきます。恐れ入りますが、予算書の153ページをごらんください。2款1項7目支所及び出張所関係費からの説明になりますが、153ページの説明欄、上から2つ目の欄、中ほどの欄をごらんください。最初にあります臨時職員共済費につきましては、職員課の所管となりますが、臨時職員及び非常勤職員の健康保険料、厚生年金保険料等の共済費が主なものでございます。以下、各科目に計上

されております臨時職員共済費につきましては、同様の内容となりますので、これ以降、改めての説明を省略させていただきます。

次にございます部屋出張所管理運営費及びその下にございます真名子出張所管理運営費につきましては、それぞれ臨時職員1名分の賃金が主なものでございます。そのほか、施設の管理に係る経費となっております。

恐れ入ります。1ページめくっていただきまして、155ページの説明欄2つ目をごらんください。2行目にございます交通指導員設置費でございますが、下の内訳、最初のぼち関係ですが、主に園児、児童、高齢者に対する交通安全教室の実施や交通安全に関する広報活動の推進を図るための交通安全指導員1名分の報酬と、次のぼち関係でございますが、児童生徒の登校時における交通安全の確保やイベント等における事故防止に努める市全体の交通安全指導員61名分の報酬及び記載はございませんが、交通安全指導員の、いわゆる制服代ですね、被服代が主なものとなっております。

次の交通安全対策事業費（栃木）でございますが、栃木警察署管内の1市1町、栃木市と壬生町をエリアとする栃木地区交通安全協会への補助金のほか、記載はございませんが、道路上に設置してあります電光掲示板維持補修等関係費用約85万円及び交通安全市民大会補助金30万円が主なものとなっております。

次の交通安全対策事業費（大平）でございますが、それ以降同様の事業名で（西方）まで同名の事業が続いております。事業内容も同様でありますので、一括してご説明させていただきますと、各地域の交通安全指導車の維持管理費が主なものとなっております。

なお、今回の委員会でご質問があればお受けしたいと思うのですが、ごらんのとおり岩舟地域のみ記載はございませんが、岩舟にも白黒パトカーはあります。ただ、岩舟地域のみ交通安全指導車としてではなく、防犯パトロール車として位置づけられているため、後ほど説明申し上げますが、防犯事業費（岩舟）の中で計上しているというものでございます。

次に、少しページが飛びますが、161ページをごらんください。このページでは、市内全域にあります地域会議に基づく地域予算制度に基づく事業3つほどご説明させていただきます。

まず、上から5つ目の事業、交通事故防止対策事業費（中央地域会議）でございますけれども、地域予算提案制度に基づく栃木中央地域会議提案の事業でございますが、事業の内容といたしましては、スケアードストレート方式と呼ばれるスタントマンを活用した交通安全教室を、主に中学生を対象に栃木西中学校で実施するというものでございます。

続きまして、5つ事業を飛んでいただきまして、6つ目に記載がございます交通事故防止対策事業費（大平地域会議）でございますが、こちらも先ほどと同様に、地域予算提案制度に基づく大平地域会議提案の事業でございますが、事業内容も先ほどと同様なのですが、こちらは対象者が主に高齢者となっているとともに、会場も学校ではなく、大平運動公園を予定しているというものでございます。

次に、下から3つ目の事業でございます。都賀子育て支援事業費（都賀地域会議）につきまして、先ほどと同様に地域予算提案制度に基づく都賀地域会議提案の事業でございます。ちょっとこの事業だけは色合いが違いますが、情緒豊かな子供の成長と親子のきずななどを深めてもらうため、世代間交流や長期休暇中の学童保育での子育てイベント事業の費用でございます。

次に、1ページをめくっていただきます。163ページをごらんください。ここからは2款1項15目諸費関係の説明となります。163ページ、説明欄の下から6つ目の消費生活センター運営費につきましては、市民の消費生活に関する相談及び苦情処理を図るためのセンター運営費でありまして、消費生活相談員5名分の報酬が主なものでございます。

次の市民相談事業につきましては、市民の相談に対応するための市民相談員2名分の報酬と弁護士相談に係る業務委託料が主なものでございます。

次の市民生活課一般経常事務費につきましては、消費生活審議会委員報酬8名分が主なものでございます。

次の防犯事業費（栃木）であります。栃木警察署管内の1市1町をエリアとします栃木地区防犯協会への負担金や、記載はございませんが、社団法人被害者支援センターとちぎ、県域レベルの団体でございますが、への負担金約33万円が主なものでございます。

次の防犯灯設置費につきましては、自治会からのご要望に基づきまして新設するLED防犯灯の設置工事費でございます。

恐れ入りますが、また1ページめくっていただきまして、165ページをごらんください。事業としては2つ目です。2つ目の事業、LED防犯灯維持管理事業費につきましては、防犯灯約1万4,000灯の電気料が主なものとなっております。

次に、1つ飛ばしまして、聖地公園永代使用料還付金、及びその下にございます墓地永代使用料還付金（藤岡）、同じく（西方）につきましては、墓所の返還に伴う永代使用料の還付金でございます。

次の真名子夢ホール管理運営費につきましては、施設管理経費としての光熱水費等の需用費及び各種機器の維持補修費や点検委託料が主なものとなっております。

次の防犯事業費（岩舟）につきましては、先ほどちょっと触れさせてもらいましたが、交通安全対策事業費としてほかの地域は見ているのですけれども、岩舟地域のみ白黒パトカーを防犯パトロール車として位置づけられている関係で、岩舟のみの事業となっております。

次の保育料等過誤納還付金につきましては、保育園の過年度の保育料において算出に変更があった場合に保育料を返還するための償還金でございます。

以上をもちまして、2款1項関係の説明とさせていただきます。私からは以上です。

○委員長（福田裕司君） 岸市民生活課長。

○市民生活課長（岸 千賀子君） 続きまして、170ページ、171ページをお開きください。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費であります。説明欄1行目、職員人件費につきましては、職員課の所管となりますが、この科目で予算措置をしております職員46人分の給料、各種手当等の人件費であります。以下、各科目に計上されております職員人件費につきましては、同様の内容となりますので、改めての説明を省略させていただきます。

1行飛びまして、戸籍事務電算化事業費につきましては、電算化された戸籍データを適切に運用するものでありまして、戸籍データ運用保守等委託料及びOA機器借上料が主なものであります。

次の窓口一般事務費（栃木）につきましては、本庁市民生活課窓口の嘱託職員3名分の報酬、臨時職員1名分の賃金、出生、婚姻届け出者記念品代が主なものであります。

次の戸籍事務費につきましては、戸籍の記載事務を行う嘱託職員1名分の報酬及び戸籍事務の補助を行う臨時職員1名分の賃金が主なものであります。

次の中長期在留者住居地届出等事務費につきましては、中長期にわたり日本に在留する外国人の住居地届け出等の事務費であります。

次の住民情報管理事務費につきましては、住民の転入転出等の異動処理に伴う住民基本マスター更新委託料、タスク等の機器保守委託料、OA機器借上料が主なものであります。

次の住民基本台帳ネットワークシステム運営費につきましては、マイナンバーカードや広域住民票の交付、市町村間の転入通知の送受信等に利用する住民基本台帳ネットワークシステムの機器保守委託料及びOA機器借上料であります。

次の旅券事務費につきましては、旅券の発給事務を行う非常勤職員1名分の報酬及び臨時職員1名分の賃金が主なものであります。

次の証明書コンビニ交付システム事業費につきましては、住民票の写し、印鑑登録証明書のコンビニ交付を行うための証明書コンビニ交付システムの保守委託料、証明書交付センター運営負担金が主なものであります。

次の個人番号カード交付事業費につきましては、個人番号カードの交付事務を行う臨時職員3名分の賃金、郵便料、住基ネット端末等の保守委託料、OA機器借上料、個人番号カードの作成等を委任している地方公共団体情報システム機構への事務委任交付金が主なものであります。

次の窓口一般事務費（大平）、（藤岡）、（都賀）、（西方）、（岩舟）につきましては、戸籍証明、住民票発行業務に伴う事務用消耗品代、郵送料が主なものであります。

以上で2款3項1目の説明を終わります。

○委員長（福田裕司君） 藤田社会福祉課長。

○社会福祉課長（藤田正人君） 続きまして、ページ少し飛びまして、184ページ、185ページをお開きください。

3款1項1目社会福祉総務費であります。説明欄3行目、国民健康保険特別会計繰出金につきましては、国民健康保険税の低所得者軽減分等に対する保険基盤安定繰出金並びに出産育児一時金、

人件費、事務費等及び国保特会の赤字分等に対する出産育児一時金等繰出金であります。

次の後期高齢者医療特別会計繰出金につきましては、事務費及び後期高齢者医療保険料の低所得者軽減措置分に対する繰出金であります。

次の後期高齢者医療広域連合負担金につきましては、栃木県後期高齢者医療広域連合の事務費に対します市の法定負担金及び療養給付費に対します市の法定負担金であります。

1つ飛びまして、人権・男女共同参画課一般経常事務費につきましては、人権啓発指導員3人分の報酬が主なものであります。

次の人権問題啓発事業費につきましては、人権を考える市民の集いの講演会委託料50万円が主なものであります。

次の人権擁護費につきましては、栃木人権擁護委員協議会第一部会負担金62万円が主なものであります。

次の人権同和対策委託費につきましては、人権に係る研修、啓発及び各種相談など、人権同和対策事業を推進するための民間運動団体等への事業委託料であります。

次の人権同和対策補助金につきましては、同和問題を初めとするさまざまな人権問題の解決に取り組んでいる民間運動団体への活動費補助金であります。

次の隣保館運営費につきましては、人権啓発のための地域交流事業や各種講座に係る講師謝礼等の報償金84万2,000円及び人権教育啓発機関紙の発行に係る印刷製本費59万6,000円が主なものであります。

次の隣保館相談事業費につきましては、地域住民の生活向上を目的に、各種相談、指導に当たる臨時職員1人分の賃金が主なものであります。

次の隣保館管理費につきましては、施設の清掃業務及び機械警備業務等に係る施設管理委託料が主なものであります。

次の男女共同参画推進事業費につきましては、男女共同参画推進指導員1人分の報酬が主なものであります。

次の男女共生大学開催事業費につきましては、男女共生大学に係る講師謝金が主なものであります。

次の男女共同参画プラン管理事業費につきましては、男女共同参画に関する市民意識調査の際の内容分析委託料が主なものであります。

次の男女共同参画情報提供事業費につきましては、男女共同参画広報紙に係る印刷製本費47万6,000円が主なものであります。

2つ飛びまして、保健福祉事務費（都賀）につきましては、自動体外式除細動器、いわゆるAED関係消耗品費、公用車車検整備費が主なものであります。

次の同じく（西方）につきましては、コピー機リース料及び事務用消耗品費等であります。

続きまして、186ページ、187ページをお開きください。説明欄2行目、民生委員・児童委員活動費につきましては、民生委員、児童委員の活動に係る交付金や民生委員、児童委員に対する費用弁償費が主なものであります。

次の社会福祉協議会補助金につきましては、本市における地域福祉、在宅福祉等の充実を図るために栃木市社会福祉協議会に支出する補助金であります。

次の大平地域福祉センターふるさとふれあい館管理運営費につきましては、指定管理者に対する管理運営委託料及び敷地賃借料が主なものであります。

次の社会福祉施策推進委員会運営費につきましては、本市における社会福祉施策の総合的かつ計画的な推進を図るために設置いたしました委員会の委員に対する報償金であります。

次の地域福祉基金積立金につきましては、地域福祉の向上に資する事業の財源に充てるため、地域福祉基金に寄附金を積み立てるものであります。

次の福祉事業者指定事業費につきましては、社会福祉法人の定款認可、障がい福祉サービス事業所指定、業務検査等の事務に係る事務用消耗品費、また職員研修参加負担金が主なものであります。

次の福祉総務課一般経常事務費につきましては、臨時事務補助職員1名の賃金や事務費、栃木県社会福祉協議会等への負担金が主なものであります。

次のあいあいプラザ管理運営費につきましては、臨時職員1名の賃金及びプラザ管理運営委託料が主なものであります。

次の大平地域福祉センターふるさとふれあい館施設改修事業費につきましては、ふるさとふれあい館庭園の橋及び誘導路を改修するための実施設計業務委託料及び改修工事費であります。

2つ飛びまして、障がい福祉課一般経常事務費につきましては、障がい者が災害時や日常生活において周囲の方に支援を求める際に使用するヘルプカードの印刷代や事務費が主なものであります。

次の行旅死病人救助費につきましては、行旅死病人に対する医療費、救護等の費用であります。

次の戦没者遺族等補助事業費につきましては、栃木市遺族連合会への補助金であります。

次の渡良瀬の里管理運営費につきましては、指定管理者に対する管理運営委託料及び外壁改修工事費であります。

続きまして、188、189ページをお開きください。説明欄2行目、大平健康福祉センターゆうゆうプラザ管理運営費につきましては、指定管理者に対する指定管理委託料と和風風呂浴槽縁交換工事費及び地下ピット内止水修繕工事等の維持補修費であります。

次の岩舟健康福祉センター遊楽々館管理費につきましては、指定管理者への管理運営委託料やトレーニング機器リース料が主なものであります。

次の障がい児者アートセミナー事業費につきましては、障がい児者への理解と啓発を目的にしたセミナーに係る経費であり、主に講師謝礼、印刷製本費であります。

次に、2目障がい福祉費であります。説明欄2行目、重度心身障がい者医療費助成事業費につきましては、重度心身障がい者医療給付費が主なものであります。医療費のうち保険診療自己負担分を助成するものであり、助成件数は延べ5万9,000件を見込んでおります。

次の障がい者体力増進事業費につきましては、スポーツを通し、障がい者の体力の維持、増強を図るとともに障がい者に対するスポーツの普及啓発を図るため、栃木市身体障がい者スポーツ協会へ支出する補助金が主なものであります。

次の障がい福祉団体補助負担金につきましては、障がい者2団体に対する負担金及び4団体に対する補助金であります。

次の障がい者就労支援事業費につきましては、障がい福祉サービス事業所取り扱い物品等カタログの印刷製本費であります。

次の身体障がい者福祉電話設置事業費につきましては、緊急時のコミュニケーション手段に欠ける低所得の障がい者世帯への電話、ファクスを設置すること及び福祉事務所のファクス機器設置の費用であります。

2つ飛びまして、身体障がい者（児）補装具等交付事業費につきましては、身体障がい者（児）に対して補装具や日常生活用具を給付するものであります。

1つ飛びまして、特別障がい者手当等給付事業費につきましては、在宅で重度の障がい児者に支給する特別障がい者手当、障がい児福祉手当及び福祉手当経過措置の扶助費が主なものであります。

1つ飛びまして、成年後見制度利用支援事業費につきましては、市長申し立てにより成年後見を開始した者の後見人に対する報酬が主なものであります。

次の訪問入浴サービス委託費につきましては、在宅の重度障がい児者を対象に、訪問入浴車によるサービス業務委託料であります。

続きまして、190ページ、191ページをお開きください。説明欄2行目、障がい者在宅生活支援委託事業費につきましては、移動支援委託料、日中一時支援委託料が主なものであります。

次の障がい支援区分審査判定事務費につきましては、審査会委員報酬、障がい支援区分認定調査員報酬、主治医意見書作成手数料が主なものであります。

1つ飛びまして、重度障がい児支援手当支給費につきましては、心身に重度の障がいのある20歳未満の児童を扶養している保護者に対する扶助費であります。

次の障がい者等移送サービス事業費につきましては、身体機能の低下や障がい等で公共の交通機関が利用できない方の社会参加を図るため、移送サービス用自動車による移送サービス事業を実施するものであります。

次の障がい者等社会参加促進事業費につきましては、障がい者に対するスポーツ教室や写真教室、料理教室等を開催し、障がい者の社会参加を促進するとともに自立支援を図るため、福祉団体へ事業委託するものでございます。

次の軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業費につきましては、国の指針改定により国の助成制度を利用できなくなった軽度、中等度難聴児の補聴器購入費等の一部を助成する扶助費であります。

次の地域活動支援センター事業費（栃木）につきましては、地域活動支援センター委託料が主なものであります。

次の地域活動支援センター事業費（藤岡）、同じく（都賀）、大平地域活動支援センターほほえみ館管理運営費につきましては、指定管理者に対する管理運営費委託料であります。

以上、3款1項1目社会福祉総務費、2目障がい福祉費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（福田裕司君） 鈴木地域包括ケア推進課長。

○地域包括ケア推進課長（鈴木優子君） 続きまして、3目高齢福祉総務費であります。

説明欄2行目の介護保険特別会計繰出金につきましては、保険給付費及び地域支援事業費の法定負担分並びに職員人件費等の経費について、一般会計から介護保険特別会計（保険事業勘定）及び（サービス事業勘定）に繰り出すものであります。

次の老人福祉センター団体送迎バス運行事業費につきましては、10人以上の団体を老人福祉センターに送迎するバスの運行に係る経費であります。

次の敬老事業費につきましては、節目の年齢を迎えた高齢者に対する敬老祝金と、自治会等が主催する敬老会事業に対する助成が主なものであります。

192、193ページをお開きください。説明欄1行目、シルバー人材センター補助金につきましては、栃木市シルバー人材センターへの運営費補助金であります。

次の高齢福祉課一般経常事務費につきましては、単位老人クラブや連合組織である蔵の街シニアクラブ連合会への補助金が主なものであります。

次の老人保護措置事業費につきましては、養護老人ホームに対する措置委託料が主なものであります。

次の老人福祉施設等整備事業補助金につきましては、介護保険事業計画に基づき整備する特別養護老人ホーム等の施設整備に係る補助金であります。

次の緊急通報装置給付等事業費につきましては、ひとり暮らし高齢者等に対応する緊急通報装置の委託料が主なものになります。

次の老人福祉電話管理事業費につきましては、老人福祉電話の電話料であります。

次の高齢者日常生活用具購入費等助成事業費につきましては、老人福祉車、小型暖房器具の購入費補助金と小型吸引器等のレンタル料が主なものであります。

次の高齢者保健福祉計画策定事業費につきましては、平成30年から32年の次期高齢者保健福祉計画の策定に向けた日常生活圏域ニーズ調査業務委託料であります。

次の在宅老人短期入所委託費につきましては、短期入所事業の運営委託料であります。

次の低所得者介護保険サービス助成事業費につきましては、特に生計が困難な人に対しての助成事業としまして、社会福祉法人が利用者負担の4分の1を軽減した場合、その軽減額の2分の1を市が助成するものであります。

次の保険料特別徴収負担金につきましては、介護保険料、後期高齢者医療保険料及び国民健康保険税の特別徴収について、国保連合会が行う第1号被保険者の年金からのデータ集約事務に対する負担金であります。

次の高齢者健康鍼灸マッサージ事業費につきましては、75歳以上の方への施術料の一部助成の費用が主なものであります。

次の高齢福祉総合サービス支援システム導入事業費につきましては、介護保険以外の市の独自サービスを利用している方を総合的に管理するシステム開発に向けた費用であります。

次の在宅寝たきり老人等介護手当支給事業費につきましては、要介護3以上の方を在宅で介護する方に対する介護手当で、これまで特別会計で対応しておりましたが、国の制度改正で一般会計へ移行したものであります。

次の緊急ホームヘルパー派遣委託費につきましては、介護保険の対象にならない方に対する生活支援、ヘルパーを派遣する事業で、社会福祉協議会への委託料になります。

次の軽度生活援助員派遣委託費につきましては、介護保険対象外の除草などの生活支援サービスで、シルバー人材センターへの委託料が主なものであります。

次の配食サービス事業費につきましては、ひとり暮らし高齢者への配食サービスの委託料であります。

次の地域安心安全事業費につきましては、高齢者等を地域で見守るネットワーク構築のためのガイドブック等の作成費であります。

194、195ページをお開きください。説明欄1行目の成年後見センター運営事業費につきましては、高齢者等の権利擁護に関する相談や成年後見制度の普及啓発を行う権利擁護成年後見センターを運営する事業で、社会福祉協議会への委託料であります。

続きまして、4目高齢福祉施設費であります。説明欄1行目の老人福祉センター施設共通管理費につきましては、老人福祉センター3園の維持補修費や工事請負費、泉寿園のヘルストロンの更新に伴う備品購入費が主なものであります。

次の2行目の長寿園管理運営委託費、次の福寿園管理運営委託費、次の泉寿園管理運営委託費は、いずれも老人福祉センターの指定管理を栃木市社会福祉協議会に委託する委託費であります。

次の老人憩いの家管理運営費につきましては、老人憩いの家の管理をシルバー人材センターに委託する管理運営委託料が主なものであります。

次の大平高齢者デイサービスセンターまゆみ管理運営費につきましては、施設の修繕費であります。

次の西方ふれあいプラザ管理運営費につきましては、高齢者の交流の場と介護予防を図るための施設でありますふれあいプラザの指定管理を社会福祉協議会に委託する委託費と利用者の送迎業務委託料が主なものであります。

次のさくらホーム管理運営費につきましては、高齢者が自主的に生きがい活動や交流、介護予防事業を行う施設でありますさくらホームの光熱水費等の管理運営費が主なものであります。

次の小野寺ふれあい館管理運営費につきましては、光熱水費等の管理運営費が主なものであります。

続きまして、5目国民年金費であります。説明欄2行目の国民年金事業費につきましては、国民年金の事務補助を行う臨時職員2人分の賃金が主なものであります。

以上で、3目高齢者福祉総務費から5目国民年金費までの説明を終わらせていただきます。

○委員長（福田裕司君） 小林こども課長。

○こども課長（小林和彦君） 続きまして、3款2項1目児童福祉総務費からご説明いたします。

196ページ、197ページをお開きください。説明欄3行目の発達障がい児等相談支援事業費につきましては、主に臨床心理士等専門員の報酬と研修会講師謝礼であります。

次の就学前障がい児等発達支援事業費につきましては、主に未就学児ことばの教室の言語聴覚士等専門員の報酬であります。

次の家庭児童相談事業費につきましては、相談、指導業務を専門的に行う家庭相談員3名を配置し、家庭における児童養育の適正化や家族関係の健全化などを図り、家庭児童福祉の向上を目指す事業のための費用であります。

次の母親クラブ育成事業費につきましては、地域児童の健全育成を図るため、母親を初めとする地域住民が参加して組織する母親クラブに対し、活動費を助成するものであります。

次の民間児童厚生施設等活動推進事業費補助金につきましては、児童の健全育成を図るため、地域児童の活動の拠点として設置されました民間児童館であるさくら3Jホールの事業運営のための補助金であります。

次の養育支援家庭訪問事業費につきましては、児童虐待防止対策の一環として、養育支援員2名を配置し、保護者の養育力不足のため支援が必要な家庭を支援員が直接訪問し、そこで育児、家事の援助や助言等を行い、保護者の養育力向上を図る事業費であります。

次の民間保育所地域子育て支援センター補助金につきましては、市内の民間保育所4カ所の地域子育て支援センターに対する補助金でありまして、さくら保育園、ひがしのもり保育園、けやき保育園及びフォレストキッズ保育園に対する補助であります。

次の子育て支援課一般経常事務費につきましては、子育て支援課における消耗品等の事務費及びひとり親家庭福祉会への補助金であります。

次の赤ちゃん誕生祝金事業費につきましては、第2子以降の児童が誕生した保護者に対して、第

2子に1万円、第3子以降に2万円を支給するものであります。

1つ飛びまして、ファミリーサポートセンター運営費につきましては、ファミリーサポートセンターのアドバイザー3名分の報酬が主なものであります。

次の子育て応援企業登録制度事業費につきましては、従業員の仕事と子育ての両立支援や地域における子育て支援に取り組む企業を子育て応援企業として登録し、子供が健やかに生まれ育つ環境整備を進めるための事業費であります。

次の子育て短期支援事業費につきましては、保護者が病気などで緊急的に子育てができなくなったときに、児童福祉施設に一時的に預けて、そこで養育、保護してもらう事業費であります。

次の保育園給食調理業務委託費につきましては、いまいずみ保育園、おおつか保育園、大平地域の3保育園及び藤岡は一とらんど保育園の給食調理業務についての委託料であります。

次の民間保育所等一時預かり事業補助金につきましては、就労形態の多様化に伴う一時的な保育の需要等に応えるため、市内の民間保育園4園、認定こども園13園、小規模施設2園で実施いたします一時預かり事業に対する補助であります。

次の保育課一般経常事務費につきましては、平成27年度から保育課に設置いたしました保育支援員の報酬が主なものであります。

198、199ページをお開きください。説明欄1行目の病児・病後児保育事業費につきましては、保育所等に通園している児童が疾病等により集団保育が難しい場合、専用スペースで一時的に預かる事業を行うフォレストキッズ保育園、さくら保育園、とちぎメリーランド保育園に対する委託料であります。

次の保育料事務費につきましては、保育園の入退園や保育料に係る事務費でありまして、保育システム借上料が主なものであります。

次の民間保育所運営委託費（さくら第2）につきましては、各民間保育園への保育事業に対する運営委託料であります。

次の市外保育所運営委託費につきましては、保護者の勤務の都合などにより、本市の児童が市外の保育園に通園する際の委託料であります。

次の民間保育所等延長保育事業補助金につきましては、延長保育を実施する民間保育園5園、認定こども園13園、小規模保育施設4園に対する補助金であります。

次の民間保育所等1歳児担当保育士増員事業補助金につきましては、1歳児担当の保育士を、基準を超えて園児3人に対して1人を配置する民間保育園6園、認定こども園1園に対する補助金であります。

次の民間保育所運営委託費（けやき）、1つ飛んで（大平中央）、次の（ひかり）、次の（すみれ）及び次の（フォレストキッズ）につきましては、各民間保育園への保育事業に対する運営委託料であります。

戻っていただきまして、民間育児サービス事業費補助金につきましては、民間の育児サービスを利用する保育に欠ける乳幼児がいる認可外保育施設に対する補助であります。

4つ飛びまして、保育所アレルギー疾患対応事業費につきましては、食物アレルギーを持つ園児に対し安全な給食を提供するため、医師の診断のもと作成する生活管理指導表の作成料を補助することで、保護者の負担軽減を図るものであります。

2つ飛びまして、子育て保育環境改善事業費につきましては、子育て関係者の保育の質の向上のために実施する研修会の講師謝礼であります。

次の保育対策総合支援事業補助金につきましては、民間の認定こども園さくらが保育士確保のために実施する保育士宿舍借り上げ事業及び保育体制強化事業並びに特に家庭への配慮が必要な児童が多数入所しているひかり保育園に保育士を加配するための補助金であります。

次の民間保育所等食物アレルギー対応給食提供事業補助金につきましては、食物アレルギーのある児童に配慮した給食を提供するため、調理員を増員する保育園等4園に対し経費の補助を行うものであります。

200ページ、201ページをお開きください。次に、3款2項2目児童措置費であります。説明欄2行目の特別児童扶養手当支給事務費につきましては、特別児童扶養手当請求受け付け等の事務に係る事務用消耗品であります。

次の児童扶養手当支給費につきましては、父母の離婚や死亡等により、父または母と生計を一にしていない児童を監護する保護者等に対し手当を支給するものであります。

次の遺児手当支給費につきましては、父母の一方または両方が死亡した義務教育終了前の児童を監護する保護者等に対し手当を支給するものであります。

次の児童手当支給事務費につきましては、次代の社会を担う子供の健やかな育ちを図ることを目的に、中学校終了までの児童を養育している父母等に対して手当を支給するものであります。

次に、3款2項3目の母子福祉費であります。説明欄2行目のこども・妊産婦・ひとり親家庭医療費助成事業費につきましては、審査支払い事務委託料は、こども医療費の現物給付に係る審査支払い事務委託料として、次のOA機器借上料は、医療費助成システムの借上料として、次のこども医療給付費は延べ33万件を、次の妊産婦医療給付費は延べ8,500件を、次のひとり親家庭医療費給付費は延べ1万3,000件を見込んでおり、それぞれに医療費のうち保険診療自己負担分を助成するものであります。

次の不妊治療費助成事業費につきましては、不妊治療を受けている方の経済的負担を軽減するために実施するものであり、助成件数は100件を見込んでおります。

次の不育症治療費助成事業費につきましては、不育症治療を受けている方の経済的負担を軽減するために実施するものであり、助成件数は1件を見込んでおります。

次の母子・父子自立支援事業費につきましては、母子及び父子家庭の自立支援やDV被害等につ

いて相談指導を行うため、母子・父子自立支援員兼婦人相談員2名の配置に要する費用と、母子・父子家庭の就労支援のための看護師等の資格取得を促進するための扶助費が主なものであります。

次の母子生活支援施設措置委託費につきましては、DV被害等を受けた婦女子等を保護するため、母子生活支援施設に入所措置した際の施設への委託料であります。

次に、3款2項4目児童福祉施設費であります。説明欄3行目のこどもサポートセンター管理運営費につきましては、こどもサポートセンターの施設管理委託料が主なものであります。

次の児童センター管理運営費につきましては、はこのもり児童センターの臨時職員3名分の賃金が主なものであります。

次の児童館共通管理運営費につきましては、児童館の維持管理費、維持補修費及び大平児童館の非常通報装置設置工事費が主なものであります。

次のいまいずみ児童館管理運営委託費、そのべ児童館管理運営委託費につきましては、それぞれの児童館の管理運営を行う指定管理者への委託料であります。

次の202ページ、203ページをお開きください。説明欄1行目の大平児童館管理運営委託費につきましては、児童館の管理運営を行う指定管理者への委託料であります。

次の大平みなみ児童館管理運営費につきましては、臨時職員1名分の賃金と敷地のフェンス設置工事費及び施設の維持管理などが主なものであります。

次の大平子どもセンター管理運営費につきましては、管理運営に係る光熱水費及び植木の剪定や館内定期清掃業務委託料が主なものであります。

次の地域子育て支援センター運営事業費から地域子育て支援センター（岩舟）運営事業費までにつきましては、各地域子育て支援センターの臨時保育士賃金及び子育て支援に係る事業費が主なものであります。

次のとちぎコミュニティプラザ管理事業費につきましては、施設の維持管理に要する費用でありまして、施設の清掃業務委託料のほか、エレベーターなど設備の保守点検、警備業務などの委託料及び電話設備更新工事費が主なものであります。

以上で、児童福祉総務費、児童措置費、母子福祉費、児童福祉施設費の所管部分についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（福田裕司君） 中野保育課長。

○保育課長（中野達博君） 続きまして、5目の保育所費から説明をさせていただきます。

説明欄の上から3行目、一時預かり事業費（栃木）、次の（大平）、次の（藤岡）、次の204、205ページをお開きいただきまして、説明欄1行目、同じく一時預かり事業費（都賀）、次の（岩舟）、それから次の延長保育事業費（栃木）から4行下の（西方）まで、次の低年齢児保育事業費（栃木）から5行下の（岩舟）まで、次の障がい児保育事業費（栃木）から、次の206、207ページになりますが、説明欄1行目、障がい児保育事業費（岩舟）までにつきましては、それぞれ各地域の公立保

育園、認定こども園で実施しております特別保育事業でございます。嘱託保育士の報酬及び臨時保育士、看護師等の臨時職員賃金が主なものであります。

次の保育所共通管理運営費（栃木）につきましては、栃木地域の公立保育園5園の運営に要する管理運営経費であります。そのうち、通常保育のための嘱託保育士報酬は18名分、臨時職員賃金は、保育士15名分、業務員及び調理員各3名分、また保育所警備保障等委託料は、はこのもり保育園を除く4園分の警備保障等の管理運営委託料、自動車借上料につきましては、保育園の遠足の際のバス借上料17台分が主なものであります。

次の保育所共通管理運営費（大平）につきましては、大平地域の公立保育園3園の運営に要する管理運営経費であります。そのうち、通常保育のための嘱託保育士報酬は6名分、臨時保育士賃金は保育士14名分、業務員4名分が主なものであります。

次の保育所共通管理運営費（藤岡）につきましては、藤岡は一とらんど保育園の開園に伴いまして、廃園となります藤岡地域の保育園3園の園舎解体までの維持管理に必要な経費であります。

次のいまいずみ保育園管理運営費から、4行下のそのべ保育園管理運営費までにつきましては、栃木地域のそれぞれの保育園の管理運営に必要な経費であります。そのうち、各園の不動産賃借料に伴う借地面積につきましては、いまいずみ保育園が2,161.98平米、おおつか保育園につきましては3,504平米、そのべ保育園につきましては1,818.18平米であります。

次の保育所第三者評価委託事業費につきましては、事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上を図るため、栃木県から認証を受けた第三者評価機関による第三者評価を受けるための2園分の委託料であります。

次の都賀よつば保育園管理運営費から、3つ下の大平西保育園管理運営費まで、それから1つ飛びましていわふね保育園管理運営費につきましては、それぞれの保育園の管理運営に必要な経費であります。そのうち、都賀よつば保育園の通常保育のための嘱託保育士報酬は2名分、臨時職員賃金は保育士5名分、調理員等4名分、施設管理委託料については、警備保障等の管理運営委託料が主なものであります。また、いわふね保育園の通常保育のための臨時職員賃金は保育士7名分、調理員2名分であります。

1つお戻りいただきまして、藤岡地域統合保育園整備事業費につきましては、藤岡は一とらんど保育園の開園に伴いまして、廃園となります三鴨保育園及び藤岡保育園の園舎解体の設計業務及び部屋保育園の敷地測量業務の委託、同じく部屋保育園の園舎等の解体工事、それから藤岡は一とらんど保育園の駐車場整備に伴います用地購入及び整備工事費が主なものであります。

次の208、209ページをお開きください。説明欄の2つ目、藤岡は一とらんど保育園管理運営費につきましては、平成28年度に開園いたします藤岡は一とらんど保育園の管理運営に必要な経費であります。このうち、臨時職員賃金については、保育士8名分、業務員1名分、送迎バス運転手3名分、施設管理委託料につきましては、警備保障等の管理運営委託料が主なものであります。

次のぬまわだ、大平東保育園解体事業費につきましては、平成27年度に廃園となりました大平東保育園の園舎等の解体工事費が主なものであります。

続きまして、6目認定こども園費であります。説明欄3行目の認定西方なかよしこども園運営費につきましては、西方なかよしこども園の管理運営に必要な経費でありまして、このうち内科、歯科、眼科等の園医への報酬、それから保育園と幼稚園の両方の資格を持ちます嘱託保育教諭の報酬1名分、それから臨時職員として保育教諭3名分、調理員3名分、業務員1名分の賃金、それから警備保障等の施設管理委託料、それから園の敷地の一部の借地3,793平米の不動産賃借料、室内消火栓設備の器具購入費が主なものであります。

ページ飛びまして、212ページ、213ページをお開きください。続きまして、3項生活保護費であります。1目生活保護総務費であります。説明欄3行目、生活保護運営対策事業費につきましては、福祉事務所の嘱託医2名の報酬や生活保護費の医療費支払い審査委託料、社会保障・税番号制度導入に係る生活保護システム改修委託料、OA機器借上料が主なものであります。

次の生活保護適正実施推進事業費につきましては、生活保護面接相談員1名及び就労支援相談員1名分の報酬が主なものであります。

次の生活困窮者自立支援事業費につきましては、自立相談支援事業、学習支援事業、家計相談支援事業の業務委託料が主なものであります。

次の214、215ページをお開きください。2目扶助費であります。生活保護法に定める7つの扶助費と保護施設事務費、中国残留邦人生活支援給付費及び就労自立給付費であります。

続きまして、216、217ページをお開きください。4項1目の災害救助費であります。説明欄の災害弔慰見舞金につきましては、自然災害や火災等によって被害を受けた市民に対して災害見舞金条例に基づき、見舞金を支出するものであります。

次の被災家財等購入等補助金（平成27年9月豪雨災害）につきましては、被害を受けた自動車等の修繕や購入に必要な経費の一部を補助するものであります。

以上で3款民生費の説明を終わらせていただきます。

○委員長（福田裕司君） 大木参事兼健康増進課長。

○参事兼健康増進課長（大木富江君） 続きまして、218、219ページをお開きください。

4款1項1目保健衛生総務費であります。初めに、保健衛生総務費の事業全般に関連することではありますが、4月からの組織機構の再編に伴いまして、各総合支所の健康福祉課健康増進チームの機能を相談窓口業務に整理の上、各種事業を本庁健康増進課に集約しておりますので、よろしくお願いたします。

説明欄、上から3行目、健康増進事務費（大平）から同じく（藤岡）、（都賀）、（岩舟）につきましては、健康増進事務に係る事務用消耗品及び公用車の燃料費や修繕費が主なものであります。

次の健康診査事業費につきましては、脳卒中、心臓病、がんなどの生活習慣病の早期発見と早期

治療を推進するため、ヤング健診やがん検診など各種健康診査を実施するものであります。

臨時職員賃金（事務補助）は、検診案内通知等を行う事務補助1名分の賃金、臨時職員賃金（検診業務）は、検診の説明や相談を行う看護師1名分の賃金、郵便料は検診案内通知や再勧奨通知に係る郵便料、電算処理委託料は、20歳以上の全市民に対し、各個人ごとに全ての検診を一括して案内するけんしんパスポートやけんしんガイドブックを作成するための委託料、健康診査委託料は、各種がん検診、歯周疾患検診等を実施するための委託料、OA機器借上料は、健康診査の受診結果や予防接種状況などを経年的に管理するための健康管理システムのソフトウェアレンタル料であります。

次の急患センター管理運営委託事業費につきましては、休日及び夜間に軽症の急病者の診療所として開設している急患センターの管理運営委託料が主なものであります。なお、平成28年度からは、日曜日、夜間の小児救急医療も急患センターで実施することとなります。

次の病院群輪番制病院運営補助事業費につきましては、休日及び夜間に入院を必要とする重症の急病者の診療に当たる病院への補助事業であります。負担金は、鹿沼救急医療圏における西方地域の負担金であり、補助金は、栃木救急医療圏の2次救急を担う病院への運営費補助金であります。

次の除細動器整備事業費につきましては、健康増進課で管理しているAEDの交換用パッドやバッテリーの消耗品費のほか、耐用年数を迎える4台を経費の安価なレンタル方式に変更するとともに、新たに3施設に設置するための3台分のレンタル料が主なものであります。

次の小児二次救急医療支援補助金につきましては、休日及び夜間に小児の重症の急病者の診療に当たる獨協医科大学病院への補助金であります。

次の地域医療対策基金積立金につきましては、地域医療の充実及び強化を図る事業の財源に充ててを目的とした基金の預金利子を積み立てるものであります。

次の栃木地区病院統合再編事業費につきましては、不動産賃借料ということで、とちぎメディカルセンターから市を経由して地権者に支払われる病院敷地賃借料であります。

次のとちぎメディカルセンター運転資金貸付金につきましては、とちぎメディカルセンターに対して、その運営に要する資金の一部を貸し付けることにより、病院運営の維持及び地域医療提供体制の確保を図るものであります。

次の健康増進課一般経常事務費につきましては、事務用消耗品費や上都賀郡市医師会附属准看護学校への運営費補助が主なものであります。

次の市民健康まつり開催事業費につきましては、市民の健康意識の高揚を図り、健康づくりを推進するため、市民健康まつりを開催する際の案内チラシ新聞折り込み手数料が主なものであります。

次のふれあい健康福祉まつり開催事業費（大平）につきましては、ふれあい健康福祉まつり開催に当たり、ご協力を願う歯科医師等への報償金や消耗品費が主なものであります。

次のふれあい健康福祉まつり開催事業費（岩舟）につきましては、岩舟健康福祉環境まつり実行

委員会への負担金が主なものであります。

次の健康増進計画推進事業費につきましては、栃木市健康増進計画を推進していくための非常勤の歯科衛生士1名分の報酬及び推進部会員の報償費やPR用のぼり旗などの消耗品費が主なものであります。

次の健康教育、相談事業費につきましては、生活習慣病を予防するため、健康相談、健康教育を実施するもので、健康運動指導士等への報償金や指導用教材の消耗品費が主なものであります。

次のページの自殺予防事業費につきましては、自殺予防対策として、こころの健康相談を実施する際のカウンセラーへの報償金やストレス度をチェックするこころの体温計の委託料が主なものであります。

次の母子保健事業費につきましては、母性及び乳幼児の健康の保持増進を図るため、妊娠、出産、育児にかかわる健診、教育、相談、訪問指導等の支援を行うものであります。

母子保健推進員報酬は、乳児の訪問等に協力をいただいている母子保健推進員142名の報酬、臨時職員賃金（育児支援業務・看護師）は、看護師2名、保育士1名分の賃金、乳幼児健康診査報償金は、検診時の医師、歯科医師への報償金、臨時看護師等報償金は、検診時の看護師、歯科衛生士等への報償金、新生児・産婦訪問指導員等報償金は、訪問指導等を行う助産師等への報償金、乳児健康診査等委託料は、乳児先天性股関節脱臼検診等の委託料であります。

次の乳幼児発達相談事業費につきましては、乳幼児健診等において発達上の問題が疑われた児に対し2次検診を行い、早期治療、早期療育に向けて支援を行うもので、医師への報償金が主なものであります。

次の妊婦健康診査事業費につきましては、妊婦の健康管理の向上を図るため、妊婦健康診査の助成や妊婦歯科検診を実施するものであります。委託料は、医療機関への委託料であり、扶助費は、県外の医療機関で妊婦健診を受ける場合の扶助費であります。

次の未熟児養育医療給付事業費につきましては、出生時の体重が2,000グラム以下または生活力が薄弱な未熟児に対し、指定医療機関に委託して養育に必要な医療の給付を行うもので、扶助費が主なものであります。

次の骨髄移植ドナー支援事業費につきましては、骨髄等の移植の推進及びドナー登録の増加を図るために、骨髄を提供したドナー本人及びドナーが勤務する事業所に対して補助金を交付するものであります。

次に、2目予防費ではありますが、説明欄の狂犬病予防事業費（栃木）につきましては、狂犬病予防注射済み票の交付手数料の徴収事務を委託している栃木県獣医師会に対する委託料及び狂犬病登録システムの導入委託料が主なものであります。

次の狂犬病予防事業費（大平）から同じく（藤岡）、（都賀）、（西方）、（岩舟）につきましては、狂犬病予防注射通知の郵送料及び畜犬登録事務用消耗品費が主なものであります。

1つ飛んで、新型インフルエンザ対策事業費につきましては、新型インフルエンザ対策を進めるために有識者の意見を伺う必要があります、その委員報酬や備蓄用の手指消毒薬や防護服などの消耗品費が主なものであります。

次のとち介の予防接種ナビ委託費につきましては、予防接種の複雑なスケジュールを携帯電話やパソコン等で簡単に管理できるサービスを提供するための業者への委託料であります。

以上で、保健衛生総務費、予防費の説明を終わります。

○委員長（福田裕司君） 金子環境課長。

○環境課長（金子一彦君） 続きまして、4款1項3目の環境衛生費の所管部分であります、ページは222、223ページです。

説明欄の上から2つ目の環境課一般経常事務費につきましては、臨時職員2名分の賃金と環境審議会委員及び市有墓地管理人の報償金が主なものでございます。

1つ飛びまして、エネルギー使用量管理業務委託費につきましては、省エネ法に基づき、エネルギー使用中長期計画及び計画実施の確認調査等に係る業務委託料でございます。

次の新エネルギー普及事業費であります、臨時職員1名の賃金が主なものでございます。

次の再生可能エネルギー普及促進基金積立金であります、市有施設に設置してあります太陽光発電システム屋根貸し事業の使用料を再生可能エネルギー普及促進基金に積み立てるものでございます。

次のマイバッグ持参運動事業費につきましては、小中学生の3Rポスターの参加賞が主なものであります。

次の聖地公園管理費につきましては、芝生管理業務等の委託料及び新たに塔婆置き場等を設置します工事費が主なものでございます。

次の聖地公園管理基金積立金につきましては、聖地公園の大規模な補修、改修を行う際の基金積立金であります。

次の専用水道事業等委託費につきましては、県から権限移譲を受けました水道法に規定する専用水道等に関する水道工務課への事務委託料であります。

次の地域クリーン推進員事業費につきましては、各自治会に1名選出していただきまして、地域における環境美化活動を担っていただく地域クリーン推進員473自治会分の報酬が主なものであります。

次のクール・ウォームシェア事業費であります、クールシェア、ウォームシェアのポスター印刷代が主なものであります。

次の電気自動車購入事業費であります、平成27年9月の関東・東北豪雨災害の際に、電気自動車が水没したため、次世代自動車購入補助制度を利用し、新規で購入するものでございます。

次の環境衛生事務費（大平）につきましては、事務用消耗品代及び栃木市自然環境保全活動団体

であるNPO法人太平山南山麓友の会への補助金が主なものであります。

次の環境衛生事務費（藤岡）につきましては、害虫駆除業務委託料が主なものです。

次の墓地管理費（藤岡）につきましては、墓地の除草委託料が主なものです。

次の環境衛生事務費（都賀）につきましては、都賀地区内の市有墓地管理人の報償金です。

次の墓地管理費（西方）につきましては、市営墓地の管理に係る消耗品費及び墓地の除草剤と委託料であります。

次に、4目の斎場費であります。説明欄の2行目、斎場管理運営委託事業費につきましては、霊柩車運行に係る臨時職員3名分の賃金、次のページ、224、225ページをめくっていただきまして、説明欄1つ目の管理運営委託料及び燃料費、霊柩車修繕料が主なものであります。

次の佐野地区衛生施設組合斎場負担金につきましては、火葬業務、これは佐野斎場なのですが、佐野斎場の維持管理に係る費用の栃木市分の負担金でございます。

次に、5目の公害対策費であります。説明欄の1行目、公害対策費につきましては、県から権限移譲されました自動車騒音常時監視業務委託料が主なものでございます。

次の水質調査事業費につきましては、永野川、巴波川等の河川や地下水の水質調査の委託料でございます。

次の水質調査事業費（大平）につきましては、地下水定期モニタリング調査業務委託料です。

次の公害対策費（藤岡）につきましては、公害苦情調査業務委託料が主なものです。

次の水質調査事業費（藤岡）につきましては、一般廃棄物最終処分場の周辺におきます地下水水質等調査業務等委託料でございます。

次に、6目の保健施設費であります。226、227ページをごらんください。説明欄1行目の栃木保健福祉センター管理運営費につきましては、センターの管理運営に係る経費であります。

1行あけまして、施設管理委託料は、警備やエレベーター保守点検等の委託料でございます。

次の清掃等業務委託料ですが、常駐清掃業務及び定期清掃業務委託料であります。

次の不動産賃借料は、センター駐車場用地として借用している土地3,237平米の賃借料であります。

1つ飛びまして、栃木保健福祉センター空調設備改修工事費につきましては、平成4年の建設当時から使用している冷暖房設備が老朽化し、修理困難のため、維持管理が容易なエアコンに更新するための工事費であります。

次の藤岡保健福祉センター管理運営費につきましては、光熱水費及び施設管理委託料が主なものです。

次の都賀保健センター管理運営費につきましては、主に臨時業務員1名分の賃金や警備業務、清掃業務などの委託料と電気料などの管理運営費でございます。

次の西方保健センター管理運営費につきましては、西方保健センターの管理運営に係る経費であ

りまして、機械警備や清掃業務等の委託料が主なものです。

続きまして、228、229ページをごらんください。2項1目の清掃総務費です。説明欄3行目にあります環境美化対策事業費（栃木）につきましても、環境美化キャンペーンや一斉清掃に係る消耗品が主なものです。

次の不法投棄監視事業費につきましても、廃棄物の不法投棄や不正処理、土砂等の埋め立ての監視を行う不法投棄監視員報酬や車両の燃料費が主なものです。

次の環境美化対策事業費（大平）につきましても、パッカー車等の修繕費並びに車検代が主なものです。

次の環境美化対策事業費（藤岡）につきましても、ごみゼロ運動収集運搬手数料及び環境美化啓発看板作成委託料が主なものです。

次の環境美化対策事業費（都賀）、1つ飛びまして（岩舟）につきましても、環境美化啓発用看板作成委託料が主なものです。

説明欄下から2つ目の環境美化対策事業費（西方）につきましても、毎年6月と11月の第3日曜日に実施しております美しいまちづくりの日町内一斉清掃の際の消耗品です。

続きまして、230、231ページをお開きください。2目の塵芥処理費ですが、説明欄の2行目、バイオ式生ごみ処理機管理費につきましても、市内の小学校4校に設置してありますバイオ式生ごみ処理機の保守点検業務委託料が主なものです。

次の生ごみ減量化補助金につきましても、一般家庭の生ごみの減量化を推進するため、電気式生ごみ処理機及びコンポスト容器等を購入した方に費用の一部を補助するものです。

次の資源物回収活動団体支援事業費につきましても、資源物回収活動を実施した団体に対して報奨金を交付するものです。

次のごみ直営収集事業費につきましても、栃木地域の各地区の美化活動や一斉清掃時などに集められたごみの収集等を直営により回収する際に要する経費であり、収集車の修繕料、燃料費が主なものです。

1つ飛びまして、ごみ収集周知事業費、これは全地域ですが、これにつきましてもごみ収集カレンダーやごみの出し方のパンフレット等の印刷製本費が主なものです。

1つ飛びまして、とちぎクリーンプラザ管理運営委託事業費につきましても、とちぎクリーンプラザにおけるごみ処理処分に係る経費が主なものです。内訳ですが、管理運営委託料につきましても、とちぎクリーンプラザの各施設の運転管理業務、点検修繕業務及び物品の調達業務等に係る経費です。

次の財産等管理業務委託料につきましても、南部清掃工場跡地の除草業務及び管理棟の清掃業務です。

次の最終処分業務委託料につきましても、焼却残渣及び不燃残渣の運搬及び埋め立て処分に係る

経費です。

次の処理困難物処理業務委託料につきましては、クリーンプラザで処理できないベッド、ソファ等の粗大ごみ、乾電池、蛍光灯等の有害ごみの運搬処分に係る経費です。

次の資源化処理業務委託料につきましては、ガラス瓶などを資源化するための運搬処理に要する経費です。

次の周辺環境分析業務委託料につきましては、施設の安全性、信頼性を確保することを目的に、栃木クリーンプラザ周辺地域の大气、水質、土壌について、ダイオキシン類等の測定を実施するものです。

次の包括的業務委託事業第2期発注に係るアドバイザー業務委託料につきましては、現在実施の包括委託事業が平成29年度で終了いたしますことから、平成30年度以降の包括的業務委託契約の締結の支援を委託するものです。

次の微量PCB汚染廃電気機器処分業務委託料は、クリーンプラザで保管しております微量PCBを含む電気機器を処分するための委託料です。

次のとちぎクリーンプラザ管理運営経常事務費につきましては、再生品の修繕を行うための臨時職員の人件費など経常的な経費であります。

次に、3目のし尿処理費であります。説明欄1行目のし尿収集事業費につきましては、集中豪雨等へのし尿収集手数料交付金や遠距離し尿収集交付金であります。

次の公衆便所管理費につきましては、万町公衆便所及び栃木駅高架下公衆便所の管理に関する経費と、栃木駅高架下公衆便所の清掃委託料が主なものです。

次の佐野地区衛生施設組合し尿処理負担金につきましては、し尿処理、これは佐野地区衛生センターの維持管理に係る費用の栃木市分の負担金であります。

次の衛生センター管理運営委託事業費につきましては、衛生センターに係る管理運営委託料が主なものです。

飛びまして、276、277ページをごらんください。8款2項3目の道路新設改良費です。277ページ、説明欄最後の市道N-3160号線道路改良事業費（西方町本城・金崎）につきましては、これは仮称ですが、北部健康福祉センターの整備に当たり、市道N-3160号線の一部を拡幅するための測量設計等の委託料であります。

飛びまして、310、311ページをお開きください。10款1項3目の教育振興費です。説明欄2行目の子育て応援等特別補助金につきましては、第3子以降の子供が幼稚園に在園している保護者に対し、少子化対策の一環として経済的負担の軽減を図るために幼稚園を通して一部を助成するものです。

次の幼稚園等障がい児等支援補助金につきましては、幼稚園や認定こども園において障がい児を受け入れた場合、県において補助金が交付されますが、障がい児が1名のみ場合は補助金が半分

に減額されるため、その分を補完する障がい児保育補助金4園分、発達支援児を担当する職員の経費を助成する療育支援補助金17園分であります。

次の幼稚園就園奨励費補助事業費につきましては、私立幼稚園に幼児を通園させている保護者の経済的な負担を軽減し、幼児教育の振興を目的とした補助金で、世帯の所得に応じて補助するものでございます。

次の幼稚園等教育助成補助金につきましては、市内私立幼稚園及び認定こども園17園の幼児教育の振興を図るため、幼児教育や施設等の充実を図る教育助成補助金、幼稚園等が実施する子育て支援に要する経費への子育て支援事業費補助金であります。

次の幼稚園アレルギー疾患対応事業費につきましては、食物アレルギーを持つ園児に対し、給食等の提供を安全に実施するため、医師の診断のもと作成する生活管理指導票の作成料を補助することで、保護者の負担軽減を図るものであります。

続きまして、326、327ページをお開きください。10款4項1目社会教育総務費の所管部分についてご説明いたします。説明欄3行目の人権同和教育事業費につきましては、市内12カ所で実施いたします集会所、教室講師謝礼が主なものであります。

次の集会所管理費につきましては、市内11カ所の集会所に係る電気料、水道料及び施設の管理業務委託などの維持管理費用であります。

以上で一般会計歳出の所管関係部分の説明を終わります。

○委員長（福田裕司君） ありがとうございます。

ここで暫時休憩いたします。

（午後 2時20分）

○委員長（福田裕司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時30分）

○委員長（福田裕司君） 福原地域医療対策室長。

○地域医療対策室長（福原 誠君） それでは、引き続きよろしく願いいたします。

それでは、歳入の所管関係部分についてご説明させていただきますので、予算書の62、63ページをお開きください。

12款1項2目民生費負担金であります。まず、1節の社会福祉費負担金であります。説明欄1行目の老人保護措置負担金につきましては、養護老人ホームの措置負担金でありまして、延べ89人分を計上したものであります。

次の在宅老人短期入所負担金につきましては、養護老人ホームでの短期入所負担金であります。

次の緊急ホームヘルパー派遣負担金につきましては、介護保険非該当者に対する生活支援の緊急

ホームヘルパー派遣負担金、延べ11人分の負担金であります。

次の軽度生活援助員派遣負担金につきましては、介護保険で対応できない除草等の軽作業をシルバー人材センターに委託する事業の4,276時間分の利用者負担金であります。

次の配食サービス負担金につきましては、ひとり暮らし高齢者等に月曜日から金曜日まで昼食を届ける配食サービスの5万7,500食分の利用者負担金であります。

次に、2節児童福祉費負担金であります。説明欄1行目の学童保育事業費負担金につきましては、学童保育を利用している児童の保護者からの保育費負担金であります。

次の学童保育事業負担金滞納繰越分につきましては、学童保育利用者の滞納分の保育費負担金であります。

次の保育所児童保育費負担金につきましては、市内の公立保育所に入所している児童の保護者からの保育費負担金であります。

次の民間保育所等児童保育費負担金につきましては、市内の民間保育所及び広域利用による市外の保育所に入所している児童の保護者からの保育費負担金であります。

次の保育所受託児童保育費負担金につきましては、市外から本市の保育所に入所している児童が在住する市町からの保育費負担金であります。

次の保育所児童保育費負担金滞納繰越分及び、次の民間保育所等児童保育費負担金滞納繰越分につきましては、過年度分の保育料未納分であります。

次の保育所児童保育費負担金延長保育分につきましては、公立保育所の延長保育を利用した際の負担金であります。

次の保育所児童保育費負担金一時預かり利用分につきましては、公立保育所の一時預かり事業の利用者負担金でありまして、3歳未満児は1日2,000円、3歳以上児が1日1,500円となっております。

続きまして、次の64ページ、65ページをお開きください。13款1項1目総務使用料であります。1節の総務管理使用料であります。説明欄、下から3行目の真名子夢ホール敷地使用料につきましては、敷地内にあるNTTの電柱3本分と日本郵便鹿沼支店の郵便ポスト1基分の敷地使用料であります。

次の真名子夢ホール使用料につきましては、施設利用に係る使用料であります。

次に、2目民生使用料であります。まず、1節の社会福祉使用料であります。説明欄1行目の大平隣保館使用料につきましては、施設の使用料であります。

次の老人福祉センター行政財産使用料につきましては、老人福祉センター内の売店使用料等であります。

次に、1つ飛びまして、渡良瀬の里敷地使用料につきましては、敷地内の電柱敷地使用料であります。

次の都賀老人憩いの家等敷地使用料につきましては、東電電柱2本分とN T T電柱3本分の敷地使用料であります。

次の西方さくらホーム行政財産使用料につきましては、西方さくらホームの建物の一部を使用するシルバー人材センター西方事務所及び小倉堰土地改良区の使用料であります。

次に、1つ飛びまして、小野寺ふれあい館敷地使用料につきましては、A T M設置に伴う敷地使用料であります。

次に、2節の児童福祉使用料であります。説明欄1行目の児童福祉施設敷地使用料（子育て支援課）につきましては、栃木コミュニティプラザの敷地内に東京電力が設置した電柱8本分の敷地使用料であります。

次の大平南児童館敷地使用料につきましては、敷地内に東京電力が設置した電柱5本分の敷地使用料であります。

次の児童福祉施設敷地使用料（保育課）につきましては、各園内に設置してある電柱20本分の敷地使用料であります。

次に、3節の認定こども園使用料であります。説明欄の市立認定こども園使用料につきましては、認定西方なかよしこども園幼稚園部門の園児の保育料であります。

続きまして、次の66、67ページをお開きください。3日衛生使用料であります。1節の保健衛生使用料であります。説明欄1行目の斎場使用料（栃木）につきましては、本庁市民生活課で受け付けする斎場と待合室の使用料であります。

次の霊柩自動車使用料（栃木）につきましては、同じく本庁市民生活課で受け付けする霊柩自動車の使用料であります。なお、この後同様に記載されております斎場使用料及び霊柩自動車使用料につきましては、それぞれの総合支所で受け付けをする斎場と霊柩自動車の使用料でありますので、説明は省略させていただきます。

それでは、次の聖地公園永代使用料であります。栃木地域の聖地公園墓所1区画分及び都賀地域の聖地公園墓所150区画分の永代使用料であります。

次の衛生施設敷地使用料につきましては、聖地公園、市有墓地、斎場、ごみ集積所、とちぎクリーンプラザ敷地内の電柱敷地使用料及びクリーンプラザに設置してある自動販売機の敷地使用料であります。

次の栃木保健福祉センター使用料につきましては、社会福祉協議会の事務室使用料等であります。

次の急患センター敷地等使用料につきましては、敷地内の電柱敷地使用料であります。

次の栃木保健福祉センター太陽光発電施設屋根貸し出し使用料につきましては、太陽光発電促進に伴う栃木保健福祉センターの屋根貸し出しに係る使用料であります。

次のとちぎメディカルセンター病院敷地使用料につきましては、新病院栃木メディカルセンターしもつがの敷地内に設置されている東電電柱4本分の敷地使用料であります。

次に、2つ飛びまして、墓地永代使用料（藤岡）になりますが、市営墓地1区画分の永代使用料であります。

次に、2つ飛びまして、藤岡保健福祉センター使用料につきましては、調理実習室等の使用料であります。

次に、2つ飛びまして、都賀保健センター敷地等使用料につきましては、東電電柱5本分とNTT電柱3本分の敷地使用料であります。

次の墓地永代使用料（西方）につきましては、栃木市菅ノ沢墓地の永代使用料であります。

続きまして、少し飛びますが、72、73ページをお開きください。13款1項9目5節社会教育使用料ではありますが、説明欄1行目の集会所使用料につきましては、施設の使用料であります。

次の集会所敷地使用料につきましては、電柱等の設置に係る敷地使用料であります。

続きまして、78、79ページをお開きください。13款2項1目3節戸籍住民基本台帳手数料ですが、戸籍手数料や住民基本台帳手数料、印鑑証明等手数料など、説明欄に記載のとおり、本庁及び各総合支所における各種証明書等の交付手数料であります。

続きまして、次の80ページ、81ページをお開きください。1節の社会福祉手数料ですが、説明欄の社会福祉法人関係証明手数料につきましては、社会福祉法人がその事業の用に供するため不動産を取得した際に係る登録免許税の非課税の適用を受ける際の証明手数料であります。

次に、3目衛生手数料であります。1節の保健衛生手数料ですが、説明欄1行目の土砂等の埋め立て等事業許可申請手数料につきましては、7件分の申請手数料であります。

次の犬の登録手数料（栃木）につきましては、400頭分の新規登録の手数料であります。

次の狂犬病予防注射済み票交付手数料（栃木）につきましては、3,500頭分の交付手数料であります。なお、この後記載されております各地域の犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済み票交付手数料につきましても同様の手数料でありますので、説明は省略させていただきます。

次に、2節の清掃手数料ですが、説明欄1行目の聖地公園墓所管理手数料につきましては、栃木地域の聖地公園墓所2,262区画分と都賀地域の聖地公園墓所758区画分の管理手数料であります。

次の犬猫死体処理手数料（栃木）につきましては、飼い犬、飼い猫などの死体70体分の処理手数料であります。なお、この後記載されております各地域の犬猫死体処理手数料につきましても同様の処理手数料でありますので、説明は省略させていただきます。

次に、一般廃棄物処理業許可申請手数料ですが、一般廃棄物処理業の許可24件分及びし尿浄化槽清掃業の許可4件分の申請手数料であります。

次の粗大ごみ収集手数料（栃木）につきましては、一般家庭から排出される粗大ごみの収集手数料であります。この後記載されております各地域の粗大ごみ収集手数料につきましても同様の内容でございます。

次に、廃棄物処理手数料であります。とちぎクリーンプラザに直接搬入される廃棄物の処理手数料であります。

次に、下から2行目の墓地管理手数料につきましては、藤岡地域の市営墓地336区画分の管理手数料であります。

以上で13款2項3目衛生手数料までの説明を終わらせていただきます。

○委員長（福田裕司君） 木村人権・男女共同参画課長。

○人権・男女共同参画課長（木村正明君） 続きまして、82、83ページをお開きください。

下の段に記載の14款1項1目1節社会福祉費負担金であります。国民健康保険基盤安定負担金につきましては、国民健康保険の財政基盤の安定化を図る保険者支援分に対する4分の2の国庫負担金であります。

次の特別障がい者手当等給付費負担金につきましては、特別障がい者手当、障がい児福祉手当、経過措置福祉手当等の給付費に対する国庫負担金であります。

次の障がい者自立支援費負担金につきましては、障害者総合支援法に基づき市が行う各種自立支援給付に対する国庫負担金であります。

84、85ページをお開きください。低所得者保険料軽減負担金につきましては、消費税増税に伴い介護保険料第1段階の低所得者の方の保険料を減免するに当たり、国が減免分の2分の1を補填する負担金であります。

次に、2節児童福祉費負担金であります。母子生活支援施設措置費負担金につきましては、DV被害者等を保護するため、母子生活支援施設に入所措置した際の委託費用に対する国庫負担金であります。

次の児童手当費負担金につきましては、児童手当の給付に対する国庫負担金であります。

次の児童扶養手当給付費負担金につきましては、児童扶養手当の給付に対する国庫負担金であります。

次の特定教育・保育施設等施設型給付負担金につきましては、民間保育所及び認定こども園、小規模保育施設に入所する児童の保育に要する費用に対する国庫負担金であります。

次に、3節生活保護費負担金であります。生活扶助費等負担金につきましては、生活保護費及び中国残留邦人生活支援給付費のうち生活扶助費等の支給に係る国庫負担金であります。

次の医療扶助費等負担金につきましては、生活保護費及び中国残留邦人生活支援給付費のうち医療扶助費の支給に係る国庫負担金であります。

86、87ページをお開きください。介護扶助費等負担金につきましては、生活保護費及び中国残留邦人生活支援給付費のうち介護扶助費の支給に係る国庫負担金であります。

次に、2目1節保健衛生費負担金であります。未熟児養育医療費負担金につきましては、身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児に対して、その治療に必要な医療費の一部を

公費負担するもので、その国庫負担金であります。

次の下の段、中ほどに記載の2項1目2節戸籍住民基本台帳費補助金であります。個人番号カード交付事業費補助金につきましては、個人番号カードの作成等を委託している地方公共団体情報システム機構への事務委託に係る10分の10の補助金であります。

次の個人番号カード交付事務費補助金につきましては、職員人件費、臨時職員賃金、郵送料等個人番号カードの交付事務費に係る補助金であります。

次に、2目1節社会福祉費補助金であります。臨時福祉給付事業補助金につきましては、低所得者の負担軽減を図るため、国の経済政策として低所得者に対して実施する臨時福祉給付事業費に対する国庫補助金であります。

次の、地域生活支援事業費等補助金につきましては、障がい者、障がい児が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう市が行っているさまざまな地域生活支援事業に対する国庫補助金であります。

88、89ページをお開きください。2節児童福祉費補助金であります。子ども・子育て支援交付金（健康増進課）につきましては、乳児家庭全戸訪問事業に係る補助金であります。

次の母子家庭等対策総合支援事業費補助金につきましては、母子・父子家庭の自立支援に向けた母子・父子家庭高等職業訓練促進給付費等に対する国庫補助金であります。

次の子ども・子育て支援交付金（子育て支援課）につきましては、養育支援家庭訪問事業、ファミリーサポートセンター事業、地域子育て支援拠点事業、子育て短期支援事業、放課後児童健全育成事業に対する国庫補助金であります。

次の子ども・子育て支援交付金（保育課）につきましては、民間保育所、認定こども園ほかにて実施する延長保育事業、一時預かり事業及び病児保育事業に対する国庫補助金であります。

次の保育所等整備交付金につきましては、民間の認定こども園2園への施設整備補助金のうち保育園部分に対する国庫補助金であります。

次の保育対策総合支援事業補助金につきましては、民間の認定こども園、保育所が実施する保育士宿舎借り上げ支援事業、保育体制強化事業及び家庭支援推進保育事業に対する国庫補助金であります。

次に、3節生活保護費補助金であります。生活保護運営対策事業及び生活保護適正実施推進事業、生活困窮者自立支援事業並びに被保険者就労支援事業に対する国庫補助金であります。

90、91ページをお開きください。3目1節保健衛生費補助金であります。がん検診推進事業補助金につきましては、子宮頸がん検診と乳がん検診の受診を促すため、一定の年齢の方を対象にクーポン券を送付して、受診勧奨を行うとともに、さらに未受診の方に再勧奨を行う事業に対する国庫補助金であります。

92、93ページをお開きください。中ほどの6目1節教育総務費補助金であります。幼稚園就園

奨励費補助金につきましては、幼稚園に児童が就園している世帯の保育料の保護者負担を軽減するための国庫補助金であります。

94、95ページをお開きください。中ほどの3項1目2節戸籍住民基本台帳費委託金ではありますが、中長期在留者住居地届出等事務費委託金につきましては、中長期にわたり日本に在留する外国人の住居地届け出等事務に対する国からの委託金であります。

次に、2目1節社会福祉費委託金ではありますが、国民年金事務委託金につきましては、国民年金事務に対する事務委託金であります。

次の福祉年金事務委託金につきましては、福祉年金事務に対する事務委託金であります。

次の国民年金協力連携事務委託金につきましては、国民年金事務の協力や連携に対する事務委託金であります。

次に、2節児童福祉費委託金ではありますが、特別児童扶養手当事務委託金につきましては、特別児童扶養手当の申請、届け出等の事務委託金であります。

以上で14款までの説明を終わります。

○委員長（福田裕司君） 若菜斎場整備室長。

○斎場整備室長（若菜 博君） 15款1項1目1節社会福祉費負担金ではありますが、説明欄1行目の国民健康保険基盤安定負担金につきましては、国民健康保険税の低所得世帯軽減分に対する4分の3及び国民健康保険の財政基盤の安定化を図る保険者支援分に対する4分の1の県負担金であります。

続きまして、96、97ページをお開きください。1行目、後期高齢者医療基盤安定負担金につきましては、後期高齢者医療保険料の低所得者軽減措置に対しての4分の3の県負担金であります。

次の障がい者自立支援費負担金につきましては、障害者総合支援法に基づき市が行う各種自立支援給付に対する県負担金であります。

次の低所得者保険料軽減負担金につきましては、消費税増税に伴い介護保険料第1段階の低所得者の方の保険料を軽減するに当たり、県が減免分の4分の1を補填する負担金であります。

次に、2節児童福祉費負担金ではありますが、説明欄1行目の母子生活支援施設措置費負担金につきましては、DV被害者等を保護するため、母子生活支援施設に入所措置した際の委託費用に対する県負担金であります。

次の児童手当費負担金につきましては、児童手当の支給費に対する県負担金であります。

次の特定教育・保育施設等施設型給付負担金につきましては、民間保育所及び認定こども園、小規模保育施設に入所する児童の保育に要する費用に対する県負担金であります。

次に、3節生活保護費負担金ではありますが、生活保護費負担金につきましては、行旅死亡人に対する扶助費及び居住地のない者あるいは明らかでない者に対して要する生活保護費の県の負担金であります。

続きまして、98、99ページをお開きください。2目1節保健衛生費負担金ではありますが、説明欄の未熟児養育医療費負担金につきましては、身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とする乳児に対して、その治療に必要な医療費の一部を公費負担するもので、その県負担分であります。

次に、1目1節総務管理費補助金ではありますが、4行目、消費者行政活性化事業費補助金ではありますが、栃木市消費生活センター事業である消費者相談及び消費生活啓発事業の充実強化を図るための県の消費者行政活性化基金からの補助金であります。

次に、2目1節社会福祉費補助金ではありますが、1行目の重度心身障がい者医療費補助金につきましては、重度心身障がい者医療費助成事業に対する2分の1の県補助金であります。

次の隣保館運営費等事業費補助金につきましては、大平隣保館及び厚生センターの運営費等に対する国と県からの地域改善事業費補助金であります。

次の民生委員推薦会交付金につきましては、3年に1度の民生委員の一斉改選に伴う民生委員推薦会に対する県補助金であります。

次の地域生活支援事業費等補助金につきましては、障がい者、障がい児が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、市が行っているさまざまな地域生活支援事業に対する県補助金であります。

続きまして、100、101ページをお開きください。1行目、難聴児補聴器購入費補助金につきましては、軽度、中等度難聴児の補聴器購入費に対する県補助金であります。

次の在宅福祉事業費補助金につきましては、単位老人クラブ及び老人クラブ連合会に対する県補助金でありまして、補助率は3分の2であります。

次の低所得者利用者負担対策事業費補助金につきましては、社会福祉法人による低所得者に対する介護保険サービス利用者負担額軽減に対する補助金でありまして、補助率は4分の3であります。

次の地域医療介護総合確保基金（施設等整備交付金）につきましては、介護保険事業計画に基づく小規模特別養護老人ホーム等の施設整備についての補助金であります。

次の地域医療介護総合確保基金（開設準備交付金）につきましては、施設整備に当たっての開設準備の経費、備品等の購入費に対する補助金であります。

次に、2節児童福祉費補助金ではありますが、説明欄1行目のこども医療対策費補助金につきましては、こども医療費助成事業に対するものであり、補助基本額の2分の1については未就学児の現物給付に対して、補助基本額の4分の1については市独自の現物給付に対しての県補助金であります。

次の妊産婦医療対策費補助金につきましては、妊産婦医療費助成事業に対する2分の1の県補助金であります。

次のひとり親家庭医療費補助金につきましては、ひとり親家庭医療費助成事業に対する2分の1の県補助金であります。

次の子ども・子育て支援交付金（健康増進課）につきましては、乳児家庭全戸訪問事業に係る県補助金であります。

次の子ども・子育て支援交付金（子育て支援課）につきましては、養育支援家庭訪問事業、ファミリーサポートセンター事業、地域子育て支援拠点事業、子育て短期支援事業、放課後児童健全育成事業に対する県補助金であります。

次の子ども・子育て支援交付金（保育課）につきましては、民間保育所、認定こども園ほかにて実施する延長保育事業、一時預かり事業及び病児保育事業に対する県補助金であります。

次の特別保育事業等推進費補助金につきましては、次のページをお開きください。認可外保育施設への育児サービス及び民間保育園が実施する1歳児担当保育士の増員事業、アレルギー給食対応提供事業に対する県補助金であります。

次に、第3子以降保育料免除事業費補助金につきましては、第3子以降の児童の保育料免除に対する県補助金であります。

次の認定こども園施設整備交付金につきましては、民間の認定こども園1園の施設整備補助金のうち、幼稚園部分に対する県補助金でありまして、国から県を経由した間接補助金であります。

次の保育対策総合支援事業補助金につきましては、民間の認定こども園が実施いたします保育体制強化事業に対する県補助金であります。

次に、3目1節保健衛生費補助金ではありますが、1行目、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業費補助金につきましては、小児慢性特定疾病児の日常生活用具給付に対する県補助金であります。

次の健康増進事業費補助金につきましては、健康増進法に基づく健康増進事業の経費に対する県補助金であります。

次の自殺対策緊急強化事業補助金につきましては、自殺予防対策の経費に対する県補助金であります。

次の予防接種事故処理費補助金につきましては、昭和47年3月27日に実施した種痘接種の副反応により健康被害を受けた方への障がい年金等に対する県補助金であります。

次の病院群輪番制病院運営費補助金につきましては、休日及び夜間に入院を必要とする重症の急病者の診療に当たる病院への支援事業に対する県補助金であります。

次の小児二次救急医療費支援事業補助金につきましては、栃木、鹿沼医療圏における小児二次救急医療機関である獨協医科大学病院への支援事業に対する県補助金であります。

続きまして、108、109ページをお開きください。1目2節戸籍住民基本台帳費委託金ではありますが、説明欄、人口動態統計事務費委託金につきましては、人口動態統計事務に対する県からの委託金であります。

次に、2目1節社会福祉費委託金ではありますが、説明欄、人権啓発推進事業委託金につきまして

は、人権を大切にすることを成長させることを目的とした人権の花運動に対する県からの事業委託金であります。

次に、16款1項1目1節土地建物貸付収入であります。説明欄5行目の広告モニター設置収入につきましては、本庁舎2階に設置したあります広告モニターの設置にかかわる財産貸付収入であります。

次の大平隣保館自動販売機設置収入につきましては、大平隣保館に設置している自動販売機1台の設置場所貸付料及び電気使用料であります。

1つあけて、栃木保健福祉センター自動販売機設置収入につきましては、保健福祉センターに設置している自動販売機2台分の貸付料と電気料であります。

続きまして、110、111ページをお開きください。一番下から6行目、大平健康福祉センター自動販売機設置費等収入につきましては、ゆうゆうプラザに設置してあります自動販売機売上料等が主なものであります。

続きまして、112、113ページをお開きください。上から5行目、渡良瀬の里自動販売機設置収入につきましては、館内の自動販売機設置場所貸付収入であります。

同じく12行目の都賀保健センター自動販売機設置収入につきましては、都賀保健センターの敷地内にある自動販売機の電気料を含む設置貸付料であります。

下から4行目の岩舟健康福祉センター自動販売機設置収入及び3行目の小野寺ふれあい館自動販売機設置収入につきましては、自動販売機の設置貸付料であります。

続きまして、114、115ページをお開きください。2目1節利子及び配当金であります。15行目、聖地公園管理基金利子につきましては、聖地公園管理基金積立金の利子であります。

次の再生可能エネルギー普及促進基金利子につきましては、再生可能エネルギー普及促進基金の利子であります。

次の地域福祉基金利子につきましては、市民の保健福祉の向上に資する事業のために設置した地域福祉基金の利子であります。

1つ飛びまして、地域医療対策基金利子につきましては、地域医療の充実及び強化を図る事業の財源に充てるために積み立てております基金の利子であります。

以上で所管部分の説明を終わります。

○委員長（福田裕司君） 横尾生活福祉課長。

○生活福祉課長（横尾英雄君） それでは、116、117ページをお開きください。

下段の17款1項3目1節社会福祉費寄附金であります。説明欄の社会福祉振興寄附金につきましては、ふるさと納税や市民、団体等からの寄附金で、地域福祉基金に積み立てを行うものであります。

次の4目1節保健衛生費寄附金につきましては、項目保存であります。

118、119ページをお開きください。中段の18款1項特別会計繰入金の1目、2目、3目につきましては、それぞれ項目保存であります。

120、121ページをお開きください。1行目、18款2項4目1節地域福祉基金繰入金につきましては、基金条例に基づき、事業実施に対する一般会計への繰入金であります。

次の5目1節聖地公園管理基金繰入金につきましては、聖地公園の新規墓所、塔婆置き場等設置工事に対する一般会計への繰入金であります。

4行飛びまして、10目1節地域医療対策基金繰入金につきましては、項目保存であります。

122、123ページをお開きください。下段の20款3項1目1節社会福祉費貸付金元利収入であります。説明欄の災害援護資金貸付金元利収入につきましては、関東・東北豪雨災害により被害を受けた世帯に対し、生活立て直し資金として貸し付けた災害援護資金貸付金に対する元利収入であります。

次の老人保健施設整備貸付金元金収入につきましては、地域総合整備資金として貸し付けました社会福祉法人からの介護老人保健施設整備貸付金に対する元金収入であります。

次の2目1節保健衛生費貸付金元利収入であります。説明欄、とちぎメディカルセンター運転資金貸付金元金収入につきましては、とちぎメディカルセンターに対する単年度の貸付制度に伴い、年度末に貸付金を全額返済していただくものであります。

2ページ飛びまして、126、127ページをお開きください。20款5項4目1節印紙等売捌手数料であります。説明欄の印紙等売捌手数料につきましては、旅券発行用に本庁市民生活課で取り扱っている収入印紙と収入証紙の売捌手数料であります。

次の2節の雑入であります。説明欄、中ほど、やや下になります。16行目、仮ナンバー弁償金等（市民生活課）につきましては、自動車の臨時運行許可の際にお貸しする仮ナンバーを紛失した場合にお支払いいただく弁償金等であります。

次の蔵タク運行事業者運賃外収入等（交通防犯課）につきましては、蔵タク運行補助金は運行経費から運賃収入等を差し引いた不足分を運行事業者に交付することとなっておりますが、蔵タク運行に伴う国庫補助金が年度末に直接運行事業者に交付されるため、運行事業者から市に国庫補助金と同じ額を納入していただくもの及び放置自転車の保管手数料であります。

次の栃木県後期高齢者医療広域連合職員給与負担金等（保険医療課）につきましては、栃木県後期高齢者医療広域連合に派遣しております職員2名分の給与の負担金及び高齢者はり、きゆう、あんまマッサージ指圧施術料助成に対する交付金であります。

次の回収資源物売払収入等（環境課）、同じ収入が、131ページに大平市民生活課、藤岡市民生活課、都賀市民生活課、133ページに岩舟市民生活課とございますが、内容は同じでございます、主に一般家庭からの分別排出される資源物のうち、新聞、雑誌等の売払収入を見込んだものであります。

次の資源有価物売却代（環境課）につきましては、ごみ収集に伴い回収された資源物として売却されるアルミ、鉄、新聞、雑誌等の売払収入であります。

次の再生品提供事業売上金（環境課）につきましては、粗大ごみとして搬入されました自転車、家具等を修理、修繕し、再生品として売却する際の売上金であります。

次の余剰電力売却代（環境課）につきましては、とちぎクリーンプラザにて発電する電力のうちの余剰電力売却による収入であります。

次のペットボトル有償入札拠出金（環境課）につきましては、ペットボトルの引き渡し量に応じて納付される公益財団法人日本容器包装リサイクル協会からの拠出金であります。

次の自動車導入促進対策費補助金につきましては、電気自動車購入に係る次世代自動車振興センターからの補助金になります。

次の福島原発事故に係る損害賠償金（環境課）につきましては、福島第一原子力発電所の事故に伴い支出した焼却灰等の放射能濃度測定のコスト費用に対する東京電力からの賠償金であります。

次の男女共生大学聴講料等（人権・男女共同参画課）につきましては、とちぎ市男女共生大学聴講料であります。

次のりんぽかんまつり売り上げ代等（人権・男女共同参画課）につきましては、りんぽかんまつりの際のきな粉餅等の売り上げ代及び大平榎本集会所ふれあい交流会の参加者負担金であります。

次の社会福祉実習受入謝金等（社会福祉課）につきましては、大学生等の職場実習を受け入れた際の謝金であります。

次のページをお開きください。1行目、診療報酬返還金等（障がい福祉課）につきましては、更生医療等診療報酬の返還金であります。

次の生活保護費返還金等（生活福祉課）につきましては、生活保護費返還金の現年度分であります。

次の生活保護費返還金滞納繰越分（生活福祉課）につきましては、生活保護費返還金滞納繰り越し分であります。

次の老人センター電話使用料（高齢福祉課）につきましては、老人センター3園のピンク電話使用料でございます。

次の病院群輪番制病院運営費負担金等（健康増進課）につきましては、救急医療対策事業を実施するに当たり、関係市町からの事業実施主体である栃木市への負担金であります。

次のとちぎメディカルセンター病院敷地転貸料等（健康増進課）につきましては、とちぎメディカルセンターから市を經由して地権者に支払われる病院敷地賃借料ととちぎメディカルセンターに派遣しております職員1名分の退職手当負担金であります。

次の電話使用料等（子育て支援課）につきましては、とちぎコミュニティプラザの電話使用料であります。

次の保育所職員給食費等保育課（栃木）から5行下の（岩舟）までにつきましては、公立保育園及び認定こども園の職員の給食費自己負担分ほかでございます。

以上で一般会計歳入の所管関係部分の説明を終わらせていただきます。

恐縮ですが、引き続き、第2表、継続費の所管部分の説明をいたしますので、恐れ入りますが、8ページをお開きください。8ページ、1行目の3款2項いりふね・そのべ保育園統合整備事業につきましては、統合保育園の園舎の新築工事に期間を要することから、平成28年度で完了ができないうことにより、工事請負費及び工事管理業務委託料について、平成28年度、平成29年度の2カ年の継続費を設定するものであります。

引き続き、第3表、債務負担行為の所管部分の説明をいたしますので、お隣の9ページをごらんください。上から6行目の平成28年度北部健康福祉センター基本実施設計等業務委託につきましては、北部健康福祉センター整備に係る基本設計、実施設計及び関係調査測量の業務期間が平成28年度、平成29年度の2カ年にまたがるため、債務負担行為限度額を定めるものであります。

次の新斎場建設に伴う環境評価調査業務委託につきましては、四季、春、夏、秋、冬を通じての調査となることから、業務期間が平成28年度、平成29年度の2カ年にまたがるため、債務負担行為限度額を定めるものであります。

次の平成28年度健康診査委託につきましては、平成29年度当初から健康診査検査業務を開始するには、平成28年度中に事業者と契約を結び、準備を進めていく必要があるため、債務負担行為限度額を定めるものであります。

次の平成28年度定期接種用ワクチン購入につきましては、平成29年度当初から定期接種を開始するには、平成28年度中に定期接種用ワクチン購入に係る入札を実施する必要があるため、債務負担行為限度額を定めるものであります。

以上で、第3表、債務負担行為の所管部分の説明を終わらせていただきます。

○委員長（福田裕司君） ありがとうございます。

以上で一般会計予算の所管関係部分の説明は終わりました。

説明の終了した執行部の方々は、ご退席願います。大変ご苦労さまでございました。

ここで暫時休憩を入れたいと思います。

（午後 3時18分）

○委員長（福田裕司君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時30分）

◎議案第2号の説明聴取

○委員長（福田裕司君） 次に、日程第2、平成28年度栃木市国民健康保険特別会計予算の説明聴取

を議題といたします。

当局から説明をお願いいたします。

藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） ただいまご上程をいただきました議案第2号 平成28年度栃木市国民健康保険特別会計予算につきましてご説明申し上げますので、予算書の13ページをお開きください。

平成28年度栃木市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによるというものであります。

歳入歳出予算は、第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ221億9,018万1,000円と定める。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるというものであります。

債務負担行為は、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」によるというものでございます。

一時借入金は、第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は3億円と定めるところであります。

歳出予算の流用は、第4条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号は、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用というものであります。

続きまして、予算の内容につきまして、歳出からご説明をいたしますので、406、407ページをお開きください。また、歳出歳入とも、項目保存については説明を省略させていただきたいと思っております。

1款1項1目、説明欄の1行目、職員人件費につきましては、職員課の所管となりますが、本会計で予算措置をしております職員16人分の給料、各種手当等の人件費であります。

次の県市町村総合事務組合負担金退職手当につきましても、職員課の所管となりますが、職員の退職手当の支払い事務を共同処理しております栃木県市町村総合事務組合への負担金であります。

次の臨時職員共済費につきましても、職員課の所管となりますが、臨時職員及び非常勤職員の健康保険料、厚生年金保険料等の共済費が主なものであります。以下、各科目に計上されております臨時職員共済費につきましても、職員課所管となりますが、それぞれの予算において雇用する臨時職員及び非常勤職員の健康保険料、厚生年金保険料等の共済費でありまして、改めての説明は省略をさせていただきます。

4行目の国民健康保険事務費につきましては、被保険者証等発送のための郵便料、レセプト照合

や被保険者証作成等の電算処理委託料が主なものであります。

次の診療報酬明細書点検事務費につきましては、レセプト点検のための臨時職員4人分の賃金が主なものであります。

次に、2目、説明欄の国保団体連合会負担金につきましては、診療報酬審査等の事務を行っております国保団体連合会に対する負担金であります。

次に、408、409ページをお開きください。1款2項1目、説明欄の2行目、国民健康保険税賦課事務費であります。納税通知書等の発送のための郵便料、納付書作成業務関係の電算処理委託料が主なものであります。

次の国民健康保険税収納率向上事業費につきましては、収納員2人分の報酬が主なものであります。

次の国民健康保険税徴収事務費につきましては、督促状等発送のための郵便料、保険税業務関係の電算処理委託料が主なものであります。

次のマルチペイメント口座振替受付サービス事業費につきましては、国民健康保険税等の口座振替の新規受け付けを、モバイル決済端末機を利用いたしまして、金融機関のキャッシュカードと暗証番号入力により手続を行うもので、端末機2台分の通信回線使用料等が主なものであります。

410、411ページをお開きください。1款3項1目、説明欄の運営協議会運営費につきましては、国民健康保険運営協議会委員18人分の報酬が主なものであります。

412、413ページをお開きください。2款1項1目、説明欄の一般被保険者診療報酬支払経費につきましては、一般被保険者4万4,430人、受診件数約76万5,000件分の療養給付費であります。

次に、2目、説明欄の退職被保険者等診療報酬支払経費につきましては、退職被保険者等1,210人、受診件数約2万4,000件分の療養給付費であります。

次に、3目、説明欄の一般被保険者療養費支払経費につきましては、一般被保険者に係る柔道整復師による施術、はり、きゅう、マッサージ等の療養費に係る負担金でありまして、支給件数は約1万5,000件を見込んでおります。

次に、4目、説明欄の退職被保険者等療養費支払経費につきましては、退職被保険者等に係る療養費の負担金でありまして、支給件数は約450件を見込んでおります。

次の5目、説明欄の診療報酬等審査経費につきましては、国保団体連合会に支払うレセプト審査手数料として約76万5,000件を見込んでおります。

414、415ページをお開きください。2款2項1目、説明欄の一般被保険者高額療養費支払経費につきましては、一般被保険者において1カ月に支払った医療費が一定の自己負担額を超えて高額になった場合に支給するものであり、支給件数は約2万4,000件を見込んでおります。

次に、2目につきましては、退職被保険者に支給するもので、約550件を見込んでおります。

次に、3目、説明欄の一般被保険者高額介護合算療養費支払経費につきましては、高額療養費の

対象になった一般被保険者の世帯に介護保険受給者がおり、医療保険と介護保険を合算した額が一定の限度額を超えた場合に支給するものであります。

次に、4目につきましては、退職被保険者等に対する高額介護合算療養費の支払経費でございます。

次の416、417ページをお開きください。2款3項1目、説明欄の一般被保険者移送費につきましては、療養を受けるため、病院等に移送を必要としたときに支給するものであります。

次に、2目につきましては、退職被保険者等に対する移送費であります。

次の418、419ページをお開きください。2款4項1目、説明欄の出産育児一時金支払経費につきましては、出産1件につき42万円を支給するもので、支給件数200件を見込んでおります。

次の2目出産育児一時金支払手数料につきましても、同じく200件分を見込んでおります。

420、421ページをお開きください。2款5項1目、葬祭費支払経費につきましては、葬祭1件につき5万円を支給するもので、支給件数300件を見込んでおります。

422、423ページをお開きください。3款1項1目、説明欄の後期高齢者支援金につきましては、後期高齢者医療制度への支援金でありまして、被保険者数に応じて社会保険診療報酬支払基金へ拠出するものであります。

なお、429ページの6款1項1目までの事業につきましても、社会保険診療報酬支払基金へ支出するものであります。

次の2目後期高齢者関係事務費拠出金につきましては、後期高齢者医療制度に係る事務費拠出金であります。

次の424、425ページをお開きください。4款1項1目、説明欄の前期高齢者納付金につきましては、65歳以上75歳未満の前期高齢者について、保険者間の負担の平準化を図るため、その加入率に応じて財政調整を行うものであります。

次の2目前期高齢者関係事務費拠出金につきましては、前期高齢者納付金に係る事務費拠出金であります。

次の426、427ページをお開きください。5款1項2目、説明欄の老人保健事務費拠出金につきましては、老人保健に係る事務費拠出金であります。

次の428、429ページをお開きください。6款1項1目、説明欄の介護給付金につきましては、国保の40歳以上65歳未満の介護保険第2号被保険者1万5,360人分に係る介護給付金であります。

次の430、431ページをお開きください。7款1項1目、説明欄の高額医療費共同事業医療費拠出金につきましては、一般被保険者における1件80万円を超える高額な医療費を対象とした共同事業に係る拠出金でありまして、国保団体連合会へ拠出するものであります。

次の2目保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、保険者の財政運営の安定化と負担の平準化を図るため、一般被保険者の全ての医療費を対象とした共同事業に係る拠出金であります。

次の3目高額医療費共同事業事務費拠出金につきましては、高額医療費共同事業に係る事務費拠出金であります。

次の4目その他共同事業事務費拠出金につきましては、第三者行為損害賠償求償事務に係る拠出金であります。

432、433ページをお開きください。8款1項1目、説明欄の2行目、特定健康診査事業費につきましては、けんしんパスポート等に係る郵便料、特定健康診査の支払い業務に係る手数料、特定健康診査に係る医療機関への委託料、特定健康診査データ管理システムに係る機器の借上料等が主なものでございます。

次の特定保健指導事業費につきましては、特定健診の結果、メタボリック症候群やその予備群となった方を対象に、生活習慣病改善の指導と支援を行うものでありまして、管理栄養士1名に係る報酬、特定保健指導に係る講師謝礼などが主なものでございます。

次の434、435ページをお開きください。8款2項1目、説明欄の2行目、健康啓発事業費につきましては、啓発用パンフレット購入費であります。

次に、医療費通知事業費につきましては、医療費通知等の郵便料と医療費通知作成に係る委託料が主なものであります。

次に、後発医薬品利用差額通知事業費につきましては、ジェネリック医薬品を利用した場合における差額通知に係る印刷製本費及び郵便料が主なものであります。

次の国保歯周疾患検診事業費につきましては、歯周疾患検診360人分に係る医療機関への委託料であります。

次に、436、437ページをお開きください。9款1項1目、説明欄の保険財政調整基金積立金につきましては、財政調整基金に係る利子を基金に積み立てるものであります。

次の438、439ページをお開きください。10款1項1目、説明欄の一時借入金利子につきましては、保険給付費に充てるため、一時的に金融機関から借り入れた場合の利子に対する支払いであります。

次の440、441ページをお開きください。11款1項1目、説明欄の一般被保険者過誤納還付金につきましては、一般被保険者に係る保険税過誤納還付金であります。

次の2目退職被保険者等保険税還付金につきましては、退職被保険者等に係る過誤納還付金でございます。

次の3目療養給付費等負担金等返還金につきましては、一般被保険者に係る療養給付費等負担金の返還金及び退職被保険者に係る療養給付費交付金の返還金であります。

次の4目一般被保険者過誤納還付加算金につきましては、一般被保険者に係る保険税過誤納に対する還付加算金であります。

次の5目退職被保険者等過誤納還付加算金につきましては、退職被保険者に係る還付加算金であります。

1 ページ飛びまして、444、445ページをお開きください。12款1項1目は予備費であります。

続きまして、歳入につきましてご説明をいたしますので、予算書の392、393ページをお開きください。1款1項1目1節、説明欄の医療給付費分現年課税分につきましては、一般被保険者4万3,278人、2万5,213世帯に係る医療給付費分の保険税でありまして、収納率は89.1%を見込んでおります。

次の2節、説明欄の後期高齢者支援金分現年課税分につきましては、後期高齢者支援金に係る保険税でありまして、被保険者数、世帯数は医療分と同じであり、収納率も同じく89.1%を見込んでおります。

次に、3節、説明欄の介護給付金分現年課税分につきましては、40歳以上65歳未満の一般被保険者1万3,594人、1万1,024世帯に係る介護納付金分の保険税でありまして、収納率は87.5%を見込んでおります。

次の4節、5節、6節につきましては、それぞれ滞納繰越分の保険税であります。これまでの実績を勘案し、計上したものでございます。

次に、2目1節、説明欄の医療給付費分現年課税分につきましては、退職被保険者1,160人、532世帯に係る医療給付費分の保険税でありまして、収納率は96.8%を見込んでおります。

次に、2節、説明欄の後期高齢者支援金分現年課税分につきましては、退職被保険者の後期高齢者支援金に係る保険税でありまして、被保険者数、世帯数は医療分と同じであり、収納率も同じく96.8%を見込んでおります。

次に、3節、説明欄の介護納付金分現年課税分につきましては、40歳以上65歳未満の退職被保険者826人、492世帯に係る介護給付費分の保険税でありまして、収納率は96.8%を見込んでおります。

次に、4節、5節、6節につきましては、それぞれ滞納繰越分に係る保険税であります。これまでの実績を勘案し、計上したものでございます。

次に、394、395ページをお開きください。中段になりますが、3款1項2目につきましては、保険税の督促手数料であります。

次に、4款1項1目1節、説明欄1行目の療養給付費等、3行目の介護給付費納付金、4行目の後期高齢者支援金につきましては、一般被保険者に係る療養給付費等の経費の100分の32を国が負担するものであります。

次に、2目1節、説明欄の高額医療費共同事業負担金につきましては、高額医療費共同事業に係る拠出金の4分の1を国が負担するものであります。

次に、3目1節、説明欄の特定健康診査等負担金につきましては、特定健康診査、特定保健指導に係る国の負担金であります。

次に、396、397ページをお開きください。4款2項1目1節、説明欄の普通調整交付金につきましては、市町村間の財政力の不均衡を調整するために国から交付されるものであります。

次に、2節、説明欄の特別調整交付金につきましては、医療費の適正化や収納率向上等の経営努力の顕著な保険者に対し、国から交付されるものであります。

次に、5款1項1目1節、説明欄の現年度分につきましては、退職被保険者等の医療費等の支払いのため、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであります。

次に、6款1項1目1節、説明欄の現年度分につきましては、65歳以上75歳未満の前期高齢者に係る医療費の負担の平準化を図るため、その加入率に応じ財政調整するものでありまして、同じく社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであります。

7款1項1目1節、説明欄の高額医療費共同事業負担金につきましては、高額医療費共同事業に係る拠出金の4分の1を県が負担するものであります。

次に、2目1節、説明欄の特定健康診査等負担金につきましては、特定健康診査、特定保健指導に係る県の負担金であります。

次に、398、399ページをお開きください。7款2項1目1節、説明欄の安定化調整交付金につきましては、一般被保険者に係る療養給付費等老人保健医療費拠出金、介護給付費納付金、後期高齢者支援金に対して県から交付されるものであります。

次に、2節、説明欄の支援調整交付金につきましては、医療費適正化の取り組みや収納率向上等の経営努力の顕著な保険者に対し、県から交付されるものであります。

次に、8款1項1目1節、説明欄の高額医療費共同事業交付金につきましては、一般被保険者において1件80万円を超える高額な医療費が発生した場合に国保団体連合会から交付されるものでございます。

次に、2目1節、説明欄の保険財政共同安定化事業交付金につきましては、保険者の財政運営の安定化と負担の平準化を図るため、一般被保険者の全ての医療費を対象とした共同事業に係る交付金でありまして、同じく国保団体連合会から交付されるものでございます。

次に、9款1項1目1節、説明欄の保険財政調整基金利子につきましては、基金から生じる利子であります。

10款1項1目1節、説明欄1行目の保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）につきましては、保険税の低所得者軽減分について一般会計から繰り入れるものであります。

2行目、保険基盤安定繰入金（保険者支援分）につきましては、国民健康保険の財政基盤の安定化を図るため、保険税軽減となった一般被保険者数に応じて一般会計から繰り入れるものであります。

次に、2節、説明欄1行目、出産育児一時金繰入金につきましては、出産育児一時金の経費に係る3分の2を一般会計から繰り入れるものであります。

2行目、財政安定化支援事業繰入金につきましては、国保財政の健全化及び保険税負担の平準化を図るため、一般会計から繰り入れるものでございます。

次に、400、401ページをお開きください。説明欄の1行目、人件費繰入金につきましては、国保特会で支出した職員の人件費について、一般会計から繰り入れるものであります。

2行目、事務費繰入金につきましては、国保特会において支出した事務費について、一般会計から繰り入れるものであります。

3行目、地方単独事業保険給付費繰入金につきましては、こども医療費等の地方単独事業について現物給付を行ったことにより、国の療養給付費等負担金が減額された分について、一般会計から繰り入れるものであります。

4行目、赤字繰入金につきましては、国保特会の歳入不足を補填するため、一般会計から繰り入れるものであります。

次の2目1節、説明欄のその他繰越金につきましては、前年度の決算剰余金の繰り越し分であります。

次に、12款1項1目1節、説明欄の1行目、一般被保険者延滞金につきましては、一般被保険者の保険税滞納による延滞金を見込み計上したものであります。

次に、402、403ページをお開きください。2目1節退職被保険者等延滞金につきましては、退職被保険者の保険税滞納による延滞金を計上したものでございます。

次に、12款3項2目1節一般被保険者第三者納付金につきましては、一般被保険者の交通事故等による第三者行為に係る納付金であります。

次に、3目1節退職被保険者第三者納付金につきましては、退職被保険者の交通事故等による第三者行為に係る納付金であります。

次に、4目1節一般被保険者返納金につきましては、国保資格喪失後の受診等に係る医療費の返納金であります。

次に、5目1節退職被保険者返納金につきましては、国保資格喪失後の受診等に係る医療費の返納金でございます。

続きまして、債務負担行為のご説明をいたしますので、予算書の18ページをお開き願いたいと思います。第2表でございますが、平成28年度特定健康診査委託につきましては、期間は平成29年度1年間であり、限度額は5,460万5,000円というものであります。これは平成29年度に実施する集団検診及び特定健康診査の健診意見作成に係る委託料について、平成28年度中に契約を締結する必要があることから、債務負担行為をするものであります。

以上で国民健康保険特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（福田裕司君） 以上で当局の説明は終わりました。

◎議案第3号の説明聴取

○委員長（福田裕司君） 次に、日程第3、平成28年度栃木市後期高齢者医療特別会計予算の説明聴

取を議題といたします。

当局から説明をお願いします。

藤平保険医療課長。

○保険医療課長（藤平恵市君） ただいまご上程をいただきました議案第3号 平成28年度栃木市後期高齢者医療特別会計予算についてご説明を申し上げますので、予算書の19ページをお開きください。

平成28年度栃木市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算は、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17億961万円と定める。

第2項は、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

債務負担行為は、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」によるというものでございます。

続きまして、予算の内容について、歳出からご説明をいたしますので、470、471ページをお開きください。

それでは、1款1項1目、説明欄1行目、職員人件費につきましては、職員課の所管となりますが、本会計で予算措置をしております職員8人分の給料、各種手当等の人件費であります。

次の県市町村総合事務組合負担金退職手当につきましては、職員課の所管となりますが、職員の退職手当の支払い事務を共同処理しております栃木県市町村総合事務組合への負担金であります。

次の後期高齢者医療事務費につきましては、保険証発送等の郵便料が主なものであります。

次に、472、473ページをお開きください。1款2項1目徴収費であります。説明欄1行目、後期高齢者医療保険料賦課事務費につきましては、保険料納入通知書等の郵送料と賦課事務に係る電算処理委託料が主なものであります。

次に、後期高齢者医療保険料徴収事務費につきましては、収納関係の事務に係る電算処理委託料が主なものであります。

次に、474、475ページをお開きください。2款1項1目、説明欄1行目の後期高齢者医療広域連合保険料負担金につきましては、後期高齢者の保険料でありまして、栃木県後期高齢者医療広域連合に納入するものであります。

次の後期高齢者医療広域連合保険基盤安定制度負担金につきましては、低所得者への軽減措置分について県と市が負担するもので、負担割合は、県が4分の3、市が4分の1であります。

次の476、477ページをお開きください。3款1項1目、説明欄1行目の健康診査事業費につきましては、栃木県後期高齢者医療広域連合からの委託により実施する事業でありまして、受診者5,400人を見込んでおり、健康診査受診券の郵送料、健康診査委託料、けんしんパスポート作成委託料、健診事業に対する市の法定負担金が主なものであります。

次に、後期歯周疾患検診事業費につきましては、後期高齢者の口腔衛生向上のため、76歳の方を対象に実施する事業でありまして、検診委託料が主なものであります。

478、479ページをお開きください。4款1項1目、説明欄の後期高齢者医療保険料還付金につきましては、本庁及び各総合支所分の過年度分の保険料過誤納に対する還付金であります。

次に、2目、説明欄の後期高齢者医療保険料還付加算金につきましては、本庁及び各総合支所分の過年度の保険料過誤納に対する還付加算金であります。

1ページ飛びまして、482、483ページをお開きください。5款1項1目は予備費であります。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入をご説明させていただきますので、予算書の464、465ページをお開きください。1款1項1目1節、説明欄、特別徴収保険料につきましては、1万5,330人を課税の対象としたものであります。

次に、2目1節、説明欄、普通徴収保険料現年度分につきましては、6,570人を課税の対象としたものであり、収納率は98%を見込んでおります。

次に、2節、説明欄、普通徴収保険料滞納繰越分につきましては、滞納繰り越し分を見込んだものであります。

次に、2款1項2目1節、説明欄の督促手数料につきましては、保険料の督促手数料であります。

次に、4款1項1目1節、説明欄の事務費繰入金につきましては、人件費及び事務費に対します一般会計からの後期高齢者医療制度事務費への繰入金であります。

466、467ページをお開きください。2目1節、説明欄の保険基盤安定繰入金につきましては、低所得者軽減措置に係る広域連合への県及び市負担金について一般会計から繰り入れるものであります。

次に、5款1項1目1節、説明欄の前年度繰越金につきましては、前年度決算剰余金の繰り越し分であります。

次に、6款1項1目1節、説明欄の延滞金につきましては、保険料滞納に対する延滞金であります。

次に、6款2項1目1節、説明欄の保険料還付金につきましては、過年度の保険料還付金について支払った分を広域連合から受け入れるものであります。

次に、2目1節、説明欄の保険料還付加算金につきましても、過年度の還付加算金について支払った分を広域連合から受け入れるものでございます。

468、469ページをお開きください。次に、6款4項4目1節、説明欄1行目の後期高齢者健診事業負担金につきましては、委託事業で実施する健診事業に係る広域連合からの負担金でありまして、受診者5,400人分を見込んでおります。

次の歯周疾患検診事業負担金につきましては、委託事業で実施する歯周疾患検診事業に係る広域

連合からの負担金でありまして、受診者300人を見込んでおります。

説明欄 2 行目の後期高齢者医療特別対策補助金につきましては、医療制度の広報及び長寿健康増進事業に対する広域連合からの補助金であります。

続きまして、債務負担行為についてご説明をいたしますので、戻っていただいて、22ページをお開き願いたいと思います。第 2 表であります。平成28年度健康診査委託につきましては、期間は平成29年度 1 年間であり、限度額は1,125万円であります。これは平成29年度に実施する集団検診及び健康診査の健診意見作成に係る委託料について、平成28年度中に契約を締結する必要があることから、債務負担行為とするものでございます。

以上で後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

○委員長（福田裕司君） ありがとうございます。

以上で当局の説明は終わりました。

説明の終了した執行部の方は、ご退席願います。大変ご苦労さまでした。

◎議案第 4 号の説明聴取

○委員長（福田裕司君） 次に、日程第 4、平成28年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の説明聴取を議題といたします。

当局から説明をお願いいたします。

首長高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（首長正博君） それでは、ただいまご上程いただきました議案第 4 号 平成28年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算についてご説明いたします。

予算書の23ページをお開き願います。議案第 4 号 平成28年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算。平成28年度栃木市の介護保険特別会計（保険事業勘定）の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算につきましては、第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ140億5,012万4,000円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表歳入歳出予算」による。

一時借入金につきましては、第 2 条、地方自治法第235条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は 1 億5,000万円と定める。

歳出予算の流用につきましては、第 3 条、地方自治法第220条第 2 項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第 1 号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用というものでございます。

歳出からご説明いたしますので、予算書512、513ページをお開き願います。1 款 1 項 1 目一般管

理費、説明欄 1 行目の職員人件費につきましては、この科目で予算措置をしております職員32人分の人件費であります。

次の県市町村総合事務組合負担金（退職手当）につきましては、退職手当の支払い事務を共同処理しております栃木県市町村総合事務組合への負担金でございます。いずれも職員課の所管でございます。

次の介護保険総務費（栃木）につきましては、被保険者証や支払い通知書等の郵便料、介護保険システム保守等委託料、OA機器借上料などが主なものであります。

次のページをお開きください。2 項 1 目賦課徴収費であります。所管課は市民税課と収税課であります。説明欄のとおり、保険料の賦課徴収に係る事務費で、特別徴収開始通知書等の郵便料及び通知書の作成や徴収消し込みに対する電算委託料が主なものであります。

次の516、517ページをお開きください。3 項 1 目介護認定審査会費、説明欄、介護認定審査会事務費につきましては、介護認定審査会委員68名に対する報酬及び認定結果等の郵便料、主治医意見書作成手数料が主なものであります。

次に、2 目認定調査費であります。説明欄 2 行目の介護認定調査等事務費、介護認定調査員16人分の報酬が主なものであります。

次の介護認定調査訪問自動車購入費につきましては、老朽化した調査用自動車 1 台分の更新費用であります。

次のページをお開きください。2 款保険給付費であります。1 項の介護サービス等諸費につきましては、要介護と認定された方への保険給付費でございます。それぞれの項目について説明いたします。初めに、2 目特例居宅介護サービス給付費につきましては、介護タクシーの利用に係る給付費で、95件分を見込んでおります。

次に、3 目地域密着型介護サービス給付費につきましては、市町村が指定をする地域密着型サービス、認知症のグループホームや小規模多機能型居宅介護等の給付費で、6,320件分を見込んでおります。

3 つ飛びまして、7 目居宅介護福祉用具購入費につきましては、トイレや入浴に係る、いわゆる貸与になじまない福祉用具を購入する際に支給される給付費で、604件分を見込んでおります。

次の 8 目居宅介護住宅改修費は、手すりの取り付け等の小規模の住宅改修を行った場合の給付費で、441件分を見込んでおります。

次のページをお開きください。9 目居宅介護サービス計画給付費につきましては、居宅介護サービス計画、いわゆるケアプランを作成した場合の給付費でございます。4 万6,794件分を見込んでおります。

次のページをお開きください。2 項介護予防サービス等諸費でございますが、こちらは要介護に對しまして要支援に認定された方への保険給付費でございます。

給付費の内容につきましては、前項の介護サービス等諸費、これと同じでございますので、それぞれの科目の件数のみ説明させていただきます。1目介護予防サービス給付費につきましては、1万2,321件であります。

3目地域密着型介護予防サービス給付費につきましては、91件であります。

5目介護予防福祉用具購入費につきましては、89件であります。

6目介護予防住宅改修費につきましては、117件であります。

7目介護予防サービス計画給付費につきましては、9,335件であります。

少し飛びますが、526、527ページをお開きください。3項1目審査支払手数料は、栃木県国民健康保険団体連合会に対する介護報酬の審査支払いにかかわる事務処理手数料で、1件当たり65円あります。

次のページをお開きください。4項1目高額介護サービス費につきましては、要介護認定者の介護サービス利用者負担額が一定額を超えた場合、超えた分を償還払いにより給付するもので、1万7,653件分を見込んでおります。

次の2目高額介護予防サービス費につきましては、要支援者の方に対しての同様の給付費で88件分を見込んでおります。

次のページをお開きください。5項1目高額医療合算介護サービス費につきましては、医療保険と介護保険における自己負担の合計額が著しく高額となる場合に、負担を軽減するために給付するもので、980件を見込んでおります。

次に、2目高額医療合算介護予防サービス費につきましては、要支援と認定された方に対する同様の給付でございます。

次のページをお開きください。6項1目特定入所者介護サービス費につきましては、要介護認定者で低所得の方が施設サービス、短期入所サービスを利用した際の食費、居住費について負担軽減を図るために、利用者負担段階に応じて軽減措置をとるもので、1万2,373件分を見込んでおります。

1つ飛びまして、3目特定入所者介護予防サービス費につきましては、要支援と認定された方に対しての同様の給付でございます。

また少し飛びます。536、537ページをお開きください。4款1項1目介護給付費準備基金積立金につきましては、基金から生ずる運用利子を積み立てるものであります。

次のページをお開きください。5款1項1目二次予防事業費につきましては、要介護状態になるおそれのある高齢者に対し、地域包括支援センター等で行っている事業が主なものであります。

説明欄4行目、介護予防訪問事業費につきましては、生活機能が低下している高齢者を家庭訪問し、健康問題等の指導を行う臨時看護師1名分の賃金が主なものであります。

次の二次予防事業対象者把握事業費につきましては、65歳以上で要介護認定を受けていない方に

対し、介護が必要かどうかという部分のところを調査をする基本チェックリスト、これを配布、回収するための委託料と郵便料が主なものであります。調査対象は、市内全域で約2万人となります。

次の介護予防通所事業費につきましては、二次予防事業対象者に運動、栄養、口腔の複合的な内容の介護予防教室を開催するもので、臨時職員2名分の賃金、事業委託料が主なものであります。

次の総合事業費、第1号訪問事業から生活支援事業につきましては、要支援認定者及び基本チェックリストによる総合事業対象者が利用するサービスに係る費用であります。

総合事業費（第1号訪問事業）及び次の総合事業費（第1号通所事業）につきましては、現行の予防給付相当、基準緩和型、その他多様な主体により提供される訪問型・通所型サービスの利用に係る負担金であります。いわゆる要支援で介護保険のサービスが使えないという方に対して市町村が独自に提供するサービスの部分になります。

次の総合事業（第1号生活支援事業）につきましては、先ほどの訪問型、通所型と一体的に提供される栄養改善を目的とする配食サービス費用に係る委託料であります。

次の総合事業費（介護予防ケアマネジメント事業）につきましては、これら総合事業を利用する方に対してもケアプランを作成する形になりますので、その作成の費用になります。

次の総合事業費（審査支払手数料）につきましては、これを指定事業者が提供した場合のお金の支払いにつきましては、介護保険と同じように国保連にお願いをする形になりますので、その審査支払手数料を計上しているものでございます。

続きまして、2目一時予防事業費につきましては、一般の高齢者に対する介護予防の事業でございます。

次のページをお開きください。説明欄1行目、在宅老人介護予防宣伝事業費につきましては、介護サービス案内用の冊子を印刷する費用でございます。

次のはつらつセンター事業費につきましては、地域の方々の参加と協力のもと、介護予防、高齢者の生きがいと社会参加を促進するための事業で、実施団体への事業委託料が主なものであります。

次に、介護予防普及啓発事業費につきましては、一般の高齢者を対象に実施する健康教室等の講師謝礼、運動教室の委託料、これらが主なものになります。

次に、3目住所地特例者総合事業費につきましては、事業の対象者が他市の総合事業サービスの提供を受けた場合、市町村間の財政調整を負担する負担金でございます。

次のページをお開きください。2項1目介護予防支援事業費、説明欄4行目、地域包括支援センター事務費につきましては、OA機器の借上料、臨時職員賃金、通信運搬費が主なものであります。

次に、2目総合相談事業費、説明欄、総合相談事業費につきましては、事業を担当する社会福祉士3名分の業務委託料が主なものであります。

次のページをお開きください。次に、3目権利擁護事業費、説明欄4行目、権利擁護事業費につきましては、高齢者虐待等から権利を擁護するための支援を行う非常勤の社会福祉士4名分の報酬

であります。

次に、4目包括的継続的ケアマネジメント支援事業費であります。説明欄2行目、包括的継続的ケアマネジメント支援事業費につきましては、地域包括支援センターの非常勤の介護支援専門員6名分の報酬と、介護支援専門員5名分の業務委託料が主なものになります。

次に、5目在宅医療・介護連携推進事業費であります。説明欄の同事業につきましては、医療介護の多職種連携を図るもので、研修会の講師料が主なものであります。

次に、6目、説明欄2行目の生活支援体制整備事業費につきましては、多様な主体による家事援助、交流サロン等の日常生活サービス、これをつくり上げていく、構築するための事業で、臨時職員1名分の賃金が主なものであります。

次のページをお開きください。7目認知症初期集中支援推進事業費、説明欄、同事業でございますが、認知症の人やその家族に早期にかかわる認知症初期集中支援チーム、これを設置するための初期支援検討会議委員の報償金が主なものであります。

次に、8目認知症地域支援・ケア向上事業費、説明欄の同事業でございますが、認知症の人やその家族に対し、認知症ケアパスという関係者の連携を図るための道具、これを印刷する印刷製本費が主なものであります。

次に、9目地域ケア会議推進事業費、説明欄の同事業でございますが、地域包括ケアシステムの構築に向けた検討を行う地域包括ケア推進会議委員の報償費が主なものであります。

次に、10目任意事業費であります。説明欄1行目、介護給付等適正化事業費につきましては、ご自身の介護保険サービスの利用記録を確認していただくことで介護給付の適正化を図るもので、郵便料及び通知作成のための電算委託料が主なものになります。

次の住宅改修理由書作成支援事業費につきましては、住宅改修費支給申請に添付する理由書を作成するための費用で、1件当たり2,000円の助成金を支払うものであります。

次のシルバーハウジング生活援助員派遣委託事業費につきましては、川原田市営住宅のシルバーハウジングに設置した高齢者相談所に生活援助員を配置し、入居者からの相談対応や支援を行うこの委託料でございます。

次の高齢者ふれあい相談員事業費につきましては、70歳以上のひとり暮らしの高齢者宅を訪問し、相談、安否確認等を行うもので、ふれあい相談員への報償金が主なものであります。

次の家族介護継続支援事業費につきましては、今回少し改正をするものでございますが、要介護3以上の認定を受けている在宅で常時おむつを使用している方に対し、従来は現金の支給をしておりましたけれども、議会の皆様からのご意見等ももとに再検討した中で、紙おむつを直接給付する紙おむつ給付業務委託料、前年までの現金給付から現物給付への転換を進めた事業でございます。

次の家族介護支援事業費につきましては、家族介護者の支援を行うための介護教室等を開催する事業で、講師への報償費等が主なものであります。

次の高齢者地域見守り支援事業費につきましては、高齢者が社会から孤立することなく、安心して暮らすことができる地域づくりを目指した地域支え合い活動に必要な情報整理のための通信運搬費あるいは意向調査業務委託料、これらが主なものでございます。

次の在宅老人成年後見制度利用支援事業費につきましては、成年後見制度利用支援のため、費用負担が困難な方に対して補助を行うもので、成年後見人等謝金が主なものになります。

次の地域自立支援事業費につきましては、地域包括支援センターの24時間通報体制を確保するため、夜間、休日等の電話相談業務を近隣の社会福祉法人に委託する委託料であります。

次の傾聴事業費につきましては、傾聴ボランティア団体の活動のための補助金であります。

少し飛びまして、550、551ページをお開きください。7款1項1目第1号被保険者保険料還付金であります。説明欄の第1号被保険者過誤納還付金につきましては、第1号被保険者の死亡などの資格の異動による保険料過誤納還付金であります。

次に、2目償還金であります。説明欄の国庫支出金等返還金につきましては、前年度の給付実績が補助基本額を下回ったことにより超過交付となった国庫支出金等を返還するものであります。

少し飛びまして、554、555ページをお開きください。8款予備費につきましては、100万円を計上しております。

以上で歳出の説明を終わります。

続きまして、歳入について説明いたしますので、500、501ページにお戻りください。1款保険料であります。所管課は、市民税課及び収税課であります。1項1目1節、説明欄の現年度分特別徴収保険料につきましては、被保険者の年金から天引きされる保険料でありまして、被保険者数は4万3,098人を見込んでおります。

次に、2節、説明欄の現年度分普通徴収保険料につきましては、年金から特別徴収できない方で、市から発送します納入通知書により納付される保険料を見込んでおります。被保険者は3,993人で、収納率は88%を見込んでおります。

次に、3節、説明欄の滞納繰越分普通徴収保険料につきましては、滞納保険料の収入額で、収納率23%を見込んでおります。

次に、3款使用料及び手数料であります。1項1目1節、説明欄の保険料督促手数料につきましては、1件当たり100円の手数料であります。

次に、4款国庫支出金であります。1項1目1節、説明欄の現年度分につきましては、保険給付費の居宅分に係る負担基本額、給付費の20%と、施設分に係る負担基本額15%に当たる国からの負担金であります。

次のページをお開きください。2項1目1節、説明欄の現年度分調整交付金につきましては、市町村の財政力格差を調整するため、全国市町村の総給付費の5%に当たる額を調整交付金として国から交付されるもので、栃木市の場合は、例年4.6から4.7%、国の平均の5%よりは少し低い、そ

ういう額になっております。

次に、2目1節、説明欄の現年度分につきましては、介護予防事業費の25%に当たる国からの交付金。

次に、3目1節、説明欄の現年度分につきましては、包括的支援事業・任意事業費の39%に当たる国からの交付金。

次に、5款支払基金交付金であります。1項1目1節、説明欄の現年度分につきましては、40歳から64歳までの第2号被保険者の保険料分で、交付基本額の28%に当たる社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。

次に、2目1節、説明欄の現年度分につきましては、地域支援事業に係る同様の交付金であります。

次に、6款県支出金であります。1項1目1節、説明欄の現年度分につきましては、保険給付費の負担基本額の居宅分12.5%と施設分が17.5%に当たる県の負担金であります。

次のページをお開きください。3項1目1節、説明欄の現年度分につきましては、介護予防事業費に係る12.5%に当たる県からの交付金であります。

次に、2目1節、説明欄の現年度分につきましては、包括的支援事業・任意事業に係る19.5%に当たる県からの交付金であります。

次に、7款財産収入であります。1項1目1節、説明欄の介護給付費準備基金利子につきましては、準備基金から生ずる利子分であります。

次のページをお開きください。9款繰入金であります。1項1目介護給付費繰入金、2目地域支援事業繰入金（介護予防事業）、3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）につきましては、それぞれ保険給付費及び地域支援事業費に対する市の負担分であります。原則は12.5%という形になります。

次に、4目1節、説明欄の職員給与費等繰入金につきましては、32人分の職員給与費に充てるものであり、こちらは100%市費負担という部分のところになります。

次の2節、説明欄の事務費繰入金につきましては、職員給与費以外の事務費を充てるもので、こちらも100%市の負担という形になります。

次の5目1節、説明欄の現年度分につきましては、保険料第1段階の低所得者の減免に当たり、国、県から助成される費用を繰り入れるものであります。

次に、2項1目1節、説明欄の介護給付費準備基金繰入金につきましては、介護給付費等の財源に充てるため、介護給付費準備基金を取り崩すものであります。

次のページをお開きください。10款繰越金につきましては、前年度繰越金として財源充当するものであります。

次の11款諸収入、1項1目1節、説明欄の第1号被保険者延滞金につきましては、延滞金として

10万円を見込んでおります。

次に、2項1目1節、説明欄の預金利子につきましては、歳計現金の預金利子として3万円を見込んでおります。

次に、3項4目1節、説明欄の雇用保険料につきましては、職員課の所管となりますが、雇用保険に加入する臨時職員及び非常勤職員の保険料であります。

次のシルバーハウジング生活援助員派遣負担金（高齢福祉課）につきましては、シルバーハウジング入居者からの負担金であります。

次の成年後見申し立て利用者負担金につきましては、地域包括ケア推進課所管で、同制度の利用者負担金等であります。

以上で平成28年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算の説明を終わります。

○委員長（福田裕司君） ありがとうございます。

以上で当局の説明は終わりました。

◎議案第5号の説明聴取

○委員長（福田裕司君） 次に、日程第5、平成28年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算の説明聴取を議題といたします。

当局から説明をお願いいたします。

首長高齢福祉課長。

○首長高齢福祉課長（首長正博君） それでは、ただいまご上程いただきました議案第5号 平成28年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算についてご説明いたします。

予算書につきましては、27ページをお開きください。議案第5号 平成28年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算。平成28年度栃木市の介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算につきましては、第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,972万3,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるというものでございます。

それでは、説明に入りたいと思います。初めに、歳出からご説明いたしますので、予算書の576、577ページをお開きください。この介護サービス事業勘定につきましては、栃木市の場合、地域包括支援センターを市の直営としていることから、この事業勘定を定める必要がある。直営事業分の事業勘定ということでご理解いただきたいと思います。

1款1項1目介護予防サービス事業費であります。説明欄1行目、職員人件費につきましては、この科目で予算措置をしております職員2名分の人件費であります。

次の県市町村総合事務組合負担金（退職手当）につきましては、職員の退職手当の支払い事務を共同処理しております栃木県市町村総合事務組合への負担金であります。

次の介護予防サービス計画委託費につきましては、介護予防サービス計画作成を市内のケアマネジャーのいる事業所に委託する際の介護予防サービス計画の委託料であります。直営で全て賄えるわけではなくて、一部委託の部分がございまして、この費目が出てくる形になります。

続きまして、歳入についてご説明いたしますので、572、573ページをお開きください。1款1項1目介護予防サービス計画費収入であります。説明欄の介護予防サービス計画費収入につきましては、地域包括支援センターが国保連合会から受ける介護予防サービス計画作成料、約1万580件分の報酬であります。

次に、2款1項1目一般会計繰入金であります。説明欄の職員給与費等繰入金につきましては、職員人件費に対する一般会計からの繰入金であります。

1つ飛びまして、4款1項1目市預金利子であります。説明欄の預金利子につきましては、介護サービス事業勘定の預金利子であります。

以上で平成28年度栃木市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）予算の説明を終わります。

○委員長（福田裕司君） ありがとうございます。

以上で当局の説明は終わりました。

◎閉会の宣告

○委員長（福田裕司君） これをもちまして、民生常任委員会を終了いたします。

大変ご苦労さまでございました。

（午後 4時30分）